

資料 2

広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会  
報告書（案）

平成 15 年 3 月

総 務 省 消 防 庁

## 目次（案）

はじめに	4
広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会	6
1. 広域防災拠点の現状と課題	9
1.1 首都圏広域防災拠点の現状と課題	9
(1) 現状	9
(2) 課題	9
1.2 中部圏広域防災拠点の現状と課題	9
(1) 現状	9
(2) 課題	9
1.3 近畿圏広域防災拠点の現状と課題	9
(1) 現状	9
(2) 課題	9
2. 想定すべきハザードと整備の方向性	10
3. 広域防災拠点の機能と要件	11
3.1 広域防災拠点の機能	11
3.2 広域防災拠点の果たすべき機能から望まれる施設等の要件	15
4. 広域防災拠点に求められる消防防災機能	16
4.1 発災時の機能	16
(1) 現地災害対策本部の設置場所としての機能	16
(2) 緊急消防援助隊を含む広域応援部隊のベースキャンプ機能	18
(3) 被災現地ボランティアセンターならびに災害ボランティアの支援機能	24
(4) 企業防災活動等への支援機能	29
4.2 平常時の機能	30
(1) 緊急消防援助隊の研修・訓練拠点機能	30
(2) 防災に関する市民教育およびボランティアコーディネーター育成機能	31
5. 緊急消防援助隊による広域防災拠点の活用方策	32
5.1 発災時における活動拠点としての活用	32
(1) ベースキャンプ機能の充実度	32
(2) 活動拠点としての課題	33
5.2 平常時における訓練拠点としての活用	34
(1) 訓練内容	34
(2) 訓練拠点としての課題	36
6. 災害ボランティアおよびそのコーディネーターによる広域防災拠点の活用方策	37
6.1 発災時における活動拠点としての活用	37

(1) 発災時のボランティア、コーディネーターおよび NPO の活動例 .....	37
(2) NPO に関する発災時の活用ニーズ .....	38
6.2 平常時における育成拠点としての活用 .....	41
(1) 都道府県のボランティアの訓練状況および消防学校の市民教育訓練状況 .....	41
(2) NPO に関する平常時の活用ニーズ .....	44
(3) 教育・育成のための広域防災拠点と育成カリキュラム例 .....	53
7. 行政区域を越えた広域防災活動の実現のために .....	55
7.1 都道府県相互の連携を踏まえた広域的な圏内防災計画策定 .....	55
7.2 広域防災拠点機能の有機的相互連携 .....	56
7.3 広域防災情報共有化のための仕組みの構築 .....	58
7.4 広域防災拠点での災害対応資機材ならびに車両の充実 .....	59
7.5 圏域内における定期的な協議の実施 .....	59
8. 広域防災活動支援のための広域防災拠点の相互連携と課題 .....	60
8.1 広域防災活動支援のための首都圏広域防災拠点の連携と課題 .....	60
8.2 広域防災活動支援のための中部圏広域防災拠点の連携と課題 .....	60
8.3 広域防災活動支援のための近畿圏広域防災拠点の連携と課題 .....	60
参考 1 議事内容 .....	61
参考 2 防災に関する研修体制 .....	64

## はじめに

政府の都市再生本部は、都市再生基本方針の1つに『災害に強い都市構造の形成』を掲げ、その施策として密集市街地の整備、震災対策、都市型水害対策を挙げており、これに対応したハード的な災害対策として、現在、『防災拠点ネットワークの整備』、『被災時に避難等に活用可能な公園や広場等緑あふれるオープンスペースの適切な確保』、『被災時の緊急輸送等に活用可能な骨格的な都市基盤の整備』などが進められている。

また、都市再生プロジェクトにおける首都圏広域防災拠点整備協議会および京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会においては、広域防災拠点ネットワークに関する検討が進められており、名古屋圏に関しても広域防災拠点ネットワークに関する検討調査が開始された。

一方、ソフト的な対応としては、都道府県が地域防災計画で市区町村間の広域応援に関する事項を策定し、統一協定の締結により相互応援体制を確保しており、さらに都道府県相互で広域防災応援協定を締結している。

しかし、都道府県の地域防災計画は、災害対応の自己完結を念頭においており、広域防災応援協定に関しては、要員、物資、施設といった災害対応に必要なリソースの派遣、斡旋、提供が主な支援内容であり、例えば、南関東地震、東海地震、東南海地震および南海地震等といった都道府県境を被害が発生するような大規模災害に対しては、都道府県相互の連携を踏まえた広域的な防災計画策定が有効であり、総合調整に基づく広域的な災害対応が必要となる。

総合調整とは、政府 - 地方公共団体、地方公共団体相互、地方公共団体 公益法人、民間企業等の調整であり、政府各機関が、この調整結果と消防組織法、警察法、自衛隊法等の規定を踏まえ広域応援組織による広域支援を行うことになる。

また、阪神・淡路大震災でのボランティア活動の実績を踏まえると、災害現地での市民によるボランティアセンターの早期立ち上げ、運営がその後の被災者支援活動の是非を左右するものと考えられ、これを支える支援機能が必要となる。

これまで、各都道府県等においては、それぞれの地域における災害に備えて広域防災拠点が整備されてきているが、特に大都市圏域において、複数都府県が同時に被災するような広域的な大規模災害を想定した場合、その被害低減に向けて、新たに広域防災拠点を適切に配備するとともに、保有する広域防災拠点間で有機的相互連携・機能補完しながら、一層有効に活用することが重要である。このことにより、圏域全体の防災性の向上が図られることになる。

総務省消防庁では、火山災害を想定した隣接県相互間での地域防災計画について研究を行っている一方、首都圏、中部圏および近畿圏において行政区域を越えた大規模災害に対する広域防災活動の実現に向けた広域防災拠点の活用方策を検討するため、学識経験者、地方公共団体の消防・防災部局、電力、ガス等の公益企業体、日本赤十字社、社会福祉協

議会さらに経済関係団体のメンバーで構成する『広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会』を開催した。

本報告書は、『広域防災拠点の現状と課題』、『想定すべきハザードと整備の方向性』、『広域防災拠点の機能と要件』といった広域防災拠点のコンセプトにかかる内容と『広域防災拠点に求められる消防防災機能』、『緊急消防援助隊による広域防災拠点の活用方策』、『災害ボランティアおよびそのコーディネーターによる広域防災拠点における活用方策』といった消防防災機能に着目した内容となっており、最後に『行政区域を越えた広域防災活動の実現のために』で広域防災拠点の有機的相互連携実現のための提言を行い、各圏域ごとで『広域防災活動支援のための広域防災拠点の連携と課題』に関してまとめたものである。

今後、地方公共団体を中心として進められる広域防災拠点の整備、発災時および平常時の運営、さらに内閣府、国土交通省で進められている防災拠点ネットワーク構想の検討の一助、広域防災活動のための密な相互連携の形成の礎となることを期待するものである。

最後に、短時間で限られた時間のなか、本調査検討会の取りまとめに御尽力いただいた澤井安勇委員長（首都圏）、安藤雅孝委員長（中部圏）、室崎益輝委員長（近畿圏）に深く感謝申し上げますとともに、熱心に御検討に御参画くださった委員各位に厚くお礼を申し上げます。

平成 15 年 3 月  
総務省消防庁

## 広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会

### 首都圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会 委員

委員長	澤井 安 勇	総合研究開発機構理事
委員	青山 繁 晴	独立総合研究所代表取締役
委員	浦野 正 樹	早稲田大学文学部教授
委員	加藤 孝 明	東京大学大学院工学系研究科助手
委員	鈴木 淳	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
委員	柴崎 猛 夫	埼玉県環境防災部防災安全局長
委員	須藤 敏 行	千葉県防災対策監
委員	徳毛 宰	東京都総務局災害対策部長
委員	尾崎 研 哉	東京消防庁警防部長
委員	友井 国 勝	神奈川県防災局長
委員	加藤 元 則	千葉市市民局長
委員	今田 忠 彦	横浜市総務局長
委員	鳥海 勝 男	川崎市建設局長
委員	務台 俊 介	消防庁防災課長
委員	坂口 央 一	東京ガス株式会社防災・供給センター 防災・供給グループマネージャー
委員	花村 信	東京電力株式会社総務部防災グループマネージャー
委員	杉浦 信 剛	埼玉県社会福祉協議会理事兼事務局長
委員	須藤 尚 義	日本赤十字社東京都支部事務局長
委員	中村 典 夫	社団法人日本経済団体連合会社会本部長

オブザーバー 内閣府 防災担当  
国土交通省 関東地方整備局  
国土交通省 関東運輸局

**中部圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会  
委員**

委員長	安藤 雅孝	名古屋大学大学院理学研究科教授
委員	小出 治	東京大学大学院工学系研究科教授
委員	重川希志依	富士常葉大学環境防災学部助教授
委員	萩原 俊彦	名古屋経済大学経営学部助教授
委員	山田 英通	愛知県県民生活部防災局長
委員	田邊 義博	静岡県防災局長
委員	林 雅幸	岐阜県地域県民部防災監
委員	井ノ口輔胖	三重県地域振興部長
委員	小川 誠	名古屋市消防長
委員	務台 俊介	消防庁防災課長
委員	川合 治	三重県社会福祉協議会常務理事
委員	橋本 元成	日本赤十字社愛知県支部事務局長
委員	伊藤 徳也	中部電力株式会社総務部長
委員	尾針 幸夫	東邦ガス株式会社取締役供給管理部長
委員	石川 雄也	中部経済連合会開発部長

オブザーバー 内閣府 防災担当  
国土交通省 中部地方整備局  
国土交通省 中部運輸局

**近畿圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会  
委員**

- 委員長 室崎 益輝 神戸大学都市安全研究センター教授
- 委員 立木 茂雄 同志社大学文学部社会学科教授
- 委員 宮野 道雄 大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
- 委員 広部 正紘 福井県県民生活部長
- 委員 井ノ口 輔胖 三重県地域振興部長
- 委員 竹脇 義成 滋賀県企画県民部長
- 委員 栗田 誠一郎 京都府総務部防災監(消防防災課長事務取扱)
- 委員 梶 征一 大阪府総務部防災室長
- 委員 青砥 謙一 兵庫県防災監
- 委員 関 博之 奈良県副知事(総務部長事務取扱)
- 委員 山中 稔員 和歌山県防災監
- 委員 佐川 誠治 徳島県県民環境部副理事(防災担当)
- 委員 奥山 脩二 京都市消防局理事
- 委員 本城 光一 大阪市消防局長
- 委員 内山 祐周 神戸市危機管理監
- 委員 務台 俊介 消防庁防災課長
- 委員 川田 明史 大阪ガス株式会社中央保安司令部防災チームリーダー
- 委員 中森 朝明 関西電力株式会社総務室長
- 委員 渡辺 二郎 京都府社会福祉協議会常務理事
- 委員 前田 明 日本赤十字社大阪府支部事業部長
- 委員 木村 伸一 社団法人関西経済連合会事業推進部部长

オブザーバー 内閣府 防災担当  
国土交通省 近畿地方整備局  
国土交通省 近畿運輸局



## **1. 広域防災拠点の現状と課題**

### **1.1 首都圏広域防災拠点の現状と課題**

第1回検討会の地方公共団体の報告資料（参考資料1）に関して簡単にまとめる。

**（1）現状**

**（2）課題**

### **1.2 中部圏広域防災拠点の現状と課題**

第1回検討会の地方公共団体の報告資料（参考資料1）に関して簡単にまとめる。

**（1）現状**

**（2）課題**

### **1.3 近畿圏広域防災拠点の現状と課題**

第1回検討会の地方公共団体の報告資料（参考資料1）に関して簡単にまとめる。

**（1）現状**

**（2）課題**

## 2. 想定すべきハザードと整備の方向性

### マルチ・ハザードに対する機能・有機的相互連携の必要性

首都圏での基幹的広域防災拠点は、都県市単独では対応不可能な、地震・テロ等による広域あるいは甚大な被害を想定している。

しかし、一般には、災害対策の機能・内容は、その地域が、過去に受けた災害の経験に引きずられる傾向がある。

例えば、近畿圏では、阪神・淡路大震災タイプの、例えば、建物倒壊による圧死等の災害形態のイメージが根強い。

中部圏では、主として東海・東南海地震を想定している。

近畿圏では、広域防災拠点の機能・有機的相互連携を考える場合、海溝型地震である南海地震による津波、山間部の斜面崩壊、火災・延焼といった大規模な災害が同時多発的に発生することを踏まえた検討が必要である。

中部圏では、濃尾、伊勢湾、桑名等の起震断層による直下地震を想定した広域防災拠点の機能・有機的相互連携の検討が必要である。

また、地震ハザードだけではなく、風水害ハザード等も想定した機能・有機的相互連携の検討も必要である。

さらに、有機的相互連携には、ランクの異なる広域防災拠点同士での機能をバックアップ（補完）する仕組みが必要で、ある程度のヒエラルキー（階層）を考えながら、広域防災拠点を含む広域防災ネットワークを整備していくことが望ましい。

### 人為的妨害活動への対抗策の付加

災害対策の要となる広域防災拠点は、平常時および発災時とも悪意をもつ者による破壊工作などの人為的な妨害活動に遭遇することも考えられる。したがって、可能な限り、広域防災拠点に対するこれら妨害活動への対抗策を検討しておくことも必要な場合がある。

また、危機管理の意味から、広域防災拠点に機能を集中させることは、必ずしも最良な選択とはならない場合があるため、機能を分散させるか、即時的に代替機能が活用できるよう平常時から有機的相互連携をとり広域防災ネットワークの整備を進める必要があると考えられる。

### 3. 広域防災拠点の機能と要件

#### 3.1 広域防災拠点の機能

発災時に広域的、地域的な防災活動の拠点となり、『合同調整・管理機能』、『避難機能』、『情報通信機能』、『応援要員および応援車両受入機能』、『備蓄機能』、『物資集積機能』、『ヘリポート機能』等を有する施設を通例、防災拠点と称する。

そのうち市区町村もしくは都道府県といった行政界の枠組みを越える広域的な防災活動の拠点を広域防災拠点という。

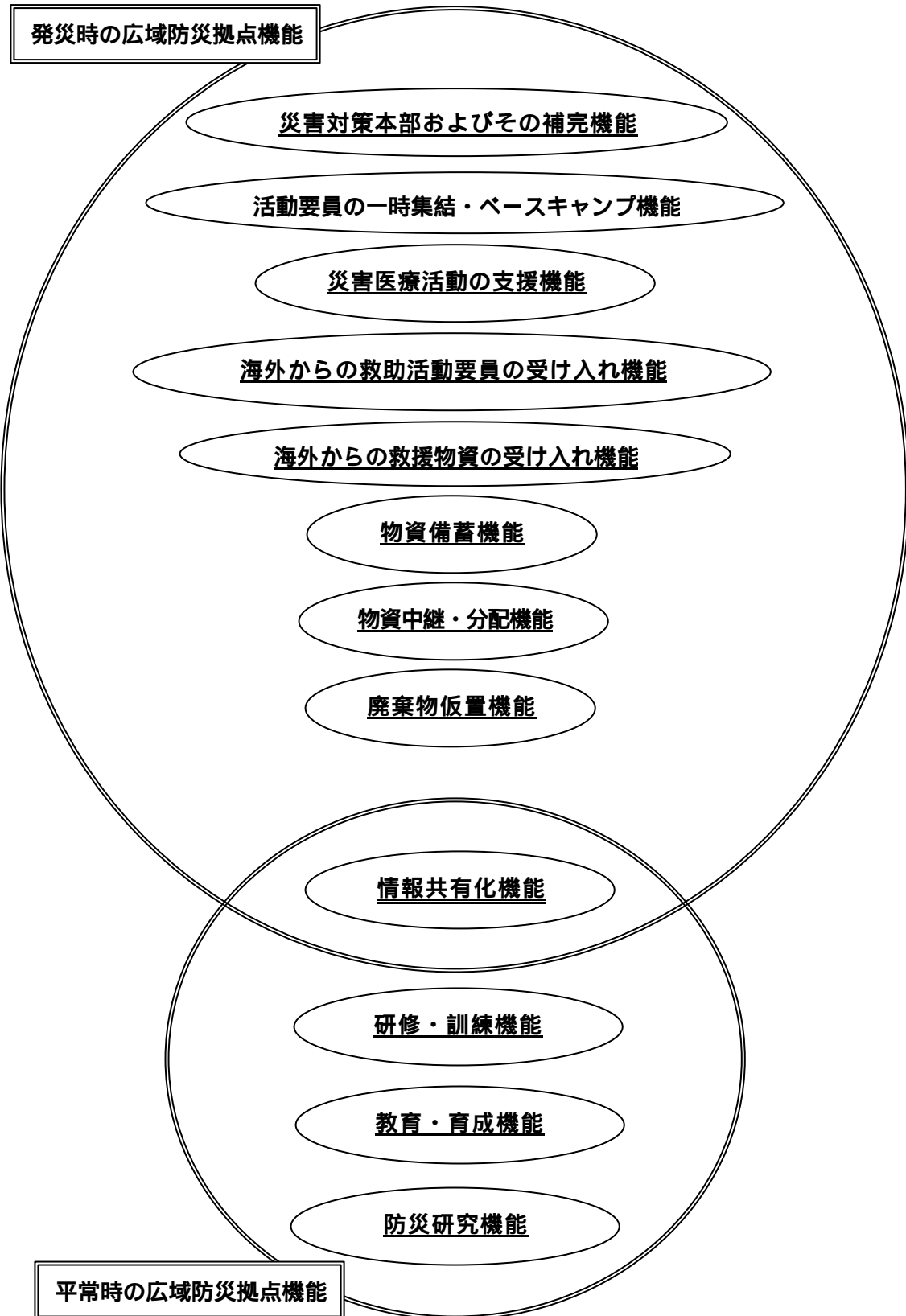
また、広域防災拠点は、災害対策から見ると被災現地への入口という性格、被災地域と支援地域の境界という位置付けになり、国内であれば、支援地域からの広域支援部隊およびボランティアの受入、支援活動のベースキャンプであり、海外からの支援活動要員の受入、支援物資の受入であれば、国内と国際の境界となる。

さらに、広域防災拠点は、被災現地で災害活動を行う地方公共団体、公益企業体、ボランティアセンターおよび民間企業に対して支援を行うための様々な機能を有するとともに平常時には、研修・訓練、教育・育成等の機能を有することになる。

平常時、発災時に広域防災拠点を効果的に活用し、災害対応活動を行うには、それぞれの利用モードでの相互の関連する情報の共有化が必要である。

以下に首都圏広域防災拠点整備協議会および京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会で挙げられた基本的考え方を参照、一部加筆し、発災時の広域防災拠点機能、平常時の広域防災拠点機能に関してまとめたものを示す。

尚、本調査検討会で対象としている広域防災拠点は、主として都道府県が設置しているもの（即ち、相当程度の規模・機能を有しているもの）を想定している。



## 発災時の広域防災拠点機能

### < 災害対策本部およびその補完機能 >

被災地の情報収集・集約、被災地方公共団体・関係各機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮、災害現地ボランティアセンターの支援等を行うことができる本部機能

### < 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能 >

全国から集結する広域支援部隊(警察、消防、自衛隊等)や救護班、国内外からのNPO・ボランティア等の一時集結機能および集結した後に派遣先を調整・決定・連絡等を行うことができるベースキャンプ機能

### < 災害医療活動の支援機能 >

災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能

### < 海外からの救助活動要員の受け入れ機能 >

入国の手続き、情報の集約等の海外からの救援活動要員の受け入れを効率的に行うため機能

### < 海外からの救援物資の受け入れ機能 >

税関、検疫等の海外からの救援物資の効率的な受け入れ機能

### < 救援物資を含む物資の備蓄機能 >

被災地域外からの救援物資が輸送されるまでの間、初動段階において迅速に合同現地対策本部や要員のベースキャンプ等が確保されるための、当該広域防災拠点を使用する活動要員用の水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等の備蓄機能

### < 救援物資の中継・分配機能 >

被災地域への救援物資が直接運び込まれることによる混乱を避けるため、被災地域外から被災地域内への救援物資(水、食糧、医薬品、応急復旧資機材等)の中継輸送、集積、荷さばき、分配等を行う、各種交通基盤のネットワークと連携した救援物資の中継・分配機能

### < 廃棄物の仮置機能 >

災害による瓦礫等の廃棄物の一時仮置き機能

### 平常時の広域防災拠点機能

#### < 広域支援部隊等の研修・訓練機能 >

都道府県に分散している広域支援部隊の集結から活動まで総合的な集合訓練、災害  
図上訓練が実施可能な研修・訓練機能

#### < 市民の防災教育・育成機能 >

災害ボランティア、ボランティアコーディネーターおよび NPO、地域住民（自衛消防  
隊、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、自主防災組織、企業防災組織）に対する体験  
学習、活動のための知識習得のための座学、災害図上訓練を通じた教育・育成機能お  
よび教育・育成のために施設（場所）を無償もしくは低廉で使用させること

### その他望ましい機能

#### < 防災研究開発機能 >

防災・危機管理に関する医学、自然科学、工学、社会科学等の研究開発機能

### 3.2 広域防災拠点の果たすべき機能から望まれる施設等の要件

広域防災拠点に望まれる要件（立地、拠点施設に関する要件）は、以下に示す事項が挙げられ、利便性、自立性、代替性が要求される。

遠隔地域から集結する広域支援部隊等を収容できるスペースが充分であること

合同災害対策本部での災害対策活動を行う数百人規模の要員（事務局員、県職員、企業等の社員）を収容するオペレーションルームが整備されていること

国および被災地方公共団体等の機関の要員参集に支障をきたさないこと

液状化等の地盤被害の危険性および津波被害の危険性がないこと

災害に耐えられる施設であること

テロといった人為的な破壊工作等に対する対抗・防護能力を有すること

災害対応活動に必要な情報収集・伝達のための情報・通信設備が整備されていること

災害時における施設運営に必要なエネルギー供給、水供給等の自立機能を有すること

広域交通ネットワークとの連携が図られ、陸・海・空などの交通機関からのアクセスが容易なこと

交通・輸送の代替機能が確保されていること

ヘリコプター等の救援による混雑に対し、被災地上空の安全を確保すること

発災時に一般利用の制限が可能であること

<< 首都圏広域防災拠点整備協議会および京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会で挙げられた基本的考え方を参照、一部加筆し関してまとめたものである >>

## 4. 広域防災拠点に求められる消防防災機能

### 4.1 発災時の機能

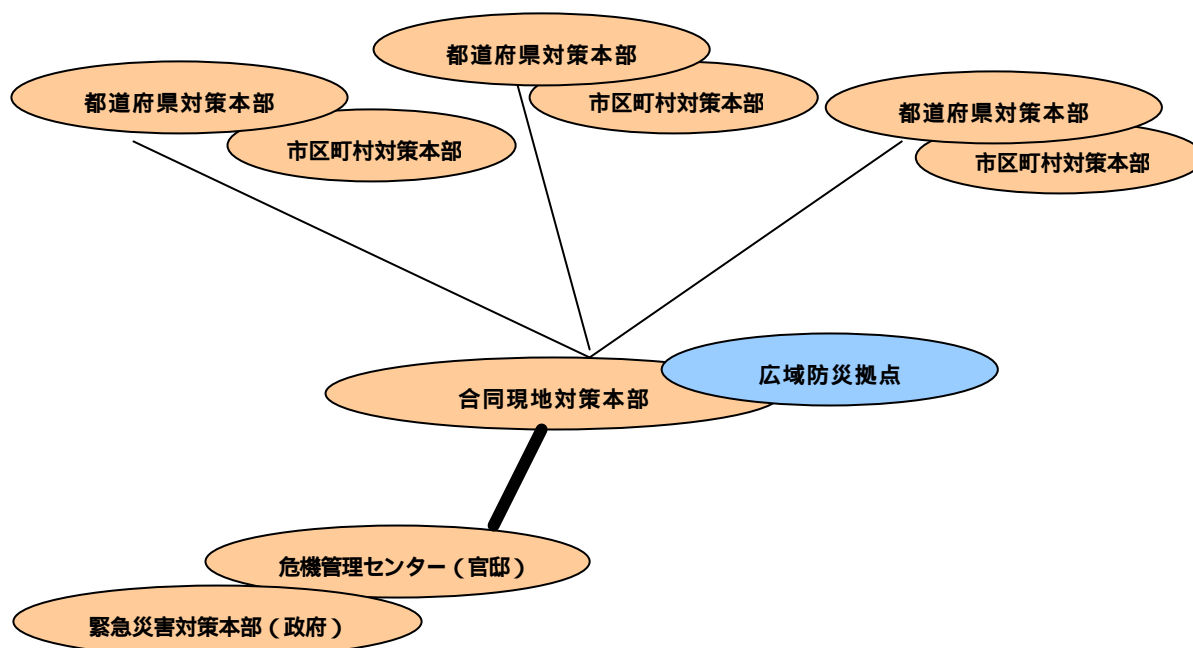
#### (1) 現地災害対策本部の設置場所としての機能

都道府県の広域防災拠点は、合同現地災害対策本部が設置される1つの有望な候補である。

合同現地対策本部の主たる機能は、政府が行う総合的な内部調整であり、例えば、都道府県間の物資・資源の再配分といった水平的調整、政府と都道府県との階層的な調整といったもので、被害の状況・規模に応じて、活動・支援遂行に適した場所に現地対策本部が設置される。

複数の都道府県が同時に被災するような大規模災害が発生した場合は、合同現地災害対策本部は基幹的広域防災拠点もしくは都道府県広域防災拠点に置かれることが想定される。

災害が発生する場所が不特定であること、広域防災拠点の規模・機能が多様であることを考えると、都道府県広域防災拠点への合同現地災害対策本部の設置の如何に関わらず、現状の広域防災拠点間のネットワーク構築、各広域防災拠点の機能等の関係防災情報の共有化が必要である。





## 中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割

平成 12 年 12 月 14 日

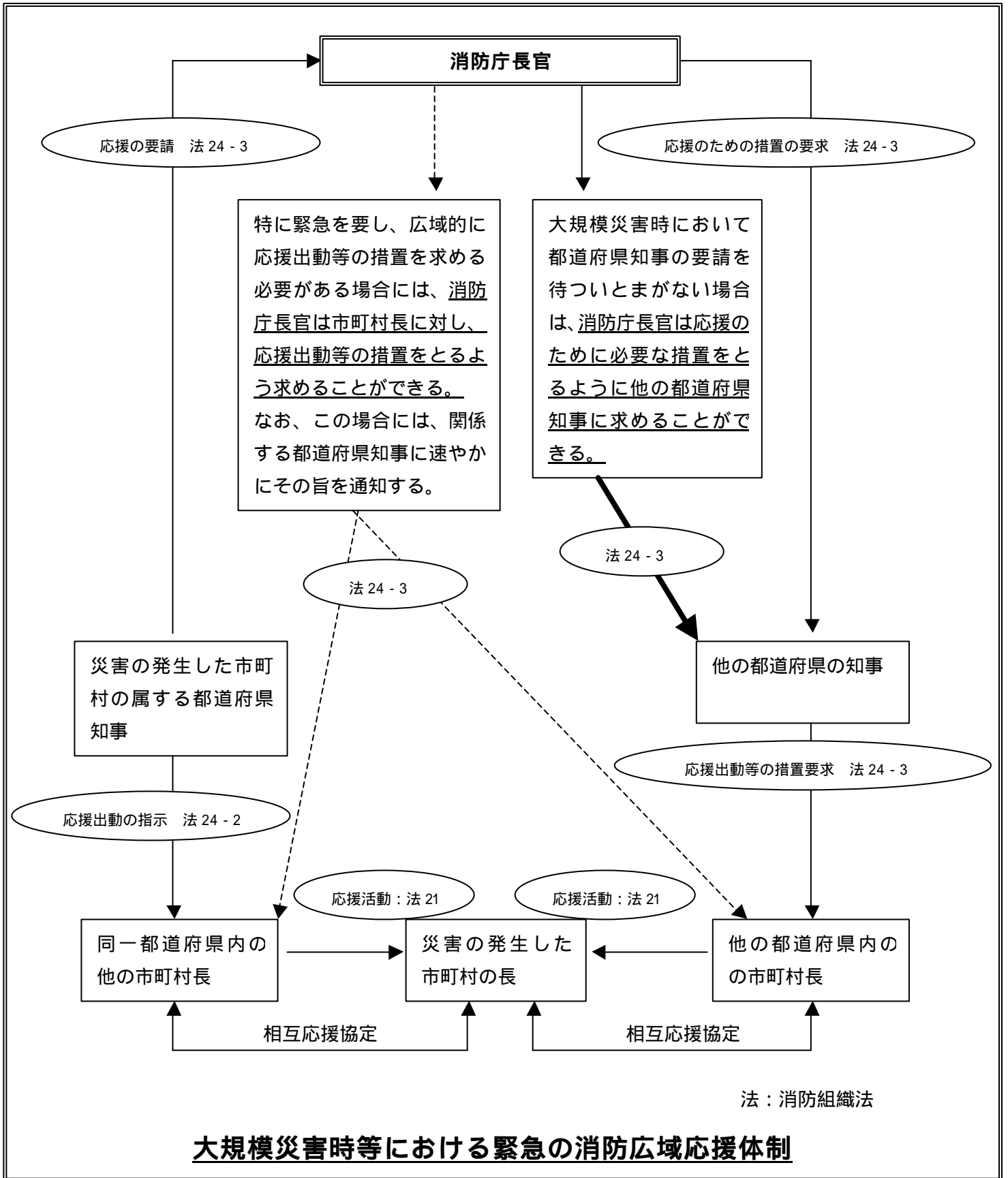
### <本部の現地機関として行う事務>

- 被害状況、被災地の対応状況および広域的支援状況の把握
- 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達
- 被災地の地方公共団体との調整
- 政府の行う施策についての被災地への広報
- 国または、国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整。
- 国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整
- 政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整
- その他現地対策本部の役割を果たすために必要な事務

### <本部の指示により又は都道府県等からの要請を受け、都道府県災害対策本部等の行う事務の支援>

- 自衛隊、海上保安庁、警察（広域緊急援助隊を含む。）緊急消防援助隊等の広域的支援部隊及び現地の消防、警察等の行う救助・救急及び消火活動の調整
- 国立病院、国立大学病院、自衛隊等国の機関、周辺地方公共団体の医療機関、現地の医療機関、民間医療機関等の救護班の行う医療活動の調整
- 被災地における避難者の収容に関する調整
- 被災地における緊急輸送に関する調整
- その他本部長が必要と認めたもの





緊急消防援助隊の整備は、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な広域消防応援体制を確立しようとするものである。

### **緊急消防援助隊の出動体制および部隊編成**

緊急消防援助隊は、救助部隊、救急部隊のほかに、先行調査や現地消防本部の指揮支援を行う指揮支援部隊、応援部隊が被災地で活動するために必要な食糧などの補給業務を行う後方支援部隊等が編成に加えられており、大規模災害時には、消防組織法に基づく消防庁長官の要請により出動することとなる。

平成 13 年 1 月から、緊急消防援助隊の出動体制および各種災害への対応能力の強化を行い、平成 14 年 4 月現在、救助部隊 242 部隊、救急部隊 363 部隊、消火部隊 929 部隊、航空部隊 57 部隊、水上部隊 17 部隊、後方支援部隊 68 部隊、総部隊数 2028 隊(隊員数約 2 万 9,000 人)体制となっている。具体的には、消火部隊について消防庁長官の出動要請により全国から被災地に短時間で出動させる体制とするとともに隊数を増加し、また、既存の救助隊・救急隊の隊数を増加した。さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、及び消防・防災ヘリコプターによる航空部隊、消防艇による水上部隊を新設した。

### **緊急消防援助隊の装備**

装備については、消防庁において基準を策定するとともに、救助工作車、ファイバースコープ等の高度救助用資機材、災害対応特殊救急自動車など救助・救急活動に必要な資機材や、活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な車両、資機材の整備を推進しているところである。また、平成 13 年度から部隊の拡充に伴い、災害対応特殊ポンプ自動車、ヘリコプター及び広域応援対応型消防艇等についても補助対象事業が拡充された。

平成 12 年度から消防庁が整備を進めている緊急消防援助隊動態情報システムは、緊急消防援助隊派遣車両の位置及び動態を把握するためのシステムで、車載 GPS により特定した車両位置と車載端末装置から入力した車両動態を携帯電話通信網により消防庁に設置したサーバに送信し、広域応援支援システムの電子地図上にシンボルで表示する。また、携帯電話網の不感地帯では自動的に低軌道衛星回線に切り替わり、全国規模で安定したデータ通信を可能とする。さらに、このシステムには、これらの回線を活用して派遣車両と消防本部等との間で情報連絡を行う簡易な文字通信機能等も備えている。

### **当面の検討課題**

#### **特殊災害部隊の充実**

NBC 災害等の特殊災害の発生危険性が指摘される中、装備・設備を含めた特殊災害部隊の充実・強化

#### **後方支援機能の充実**

大規模災害時において、自己完結的な応援活動を実現させるため、後方支援機能の充実・強化

#### **訓練内容の充実**

現在、全国合同訓練、ブロック合同訓練等を実施しているが、より実践的なものとなるよう訓練内容の充実に検討

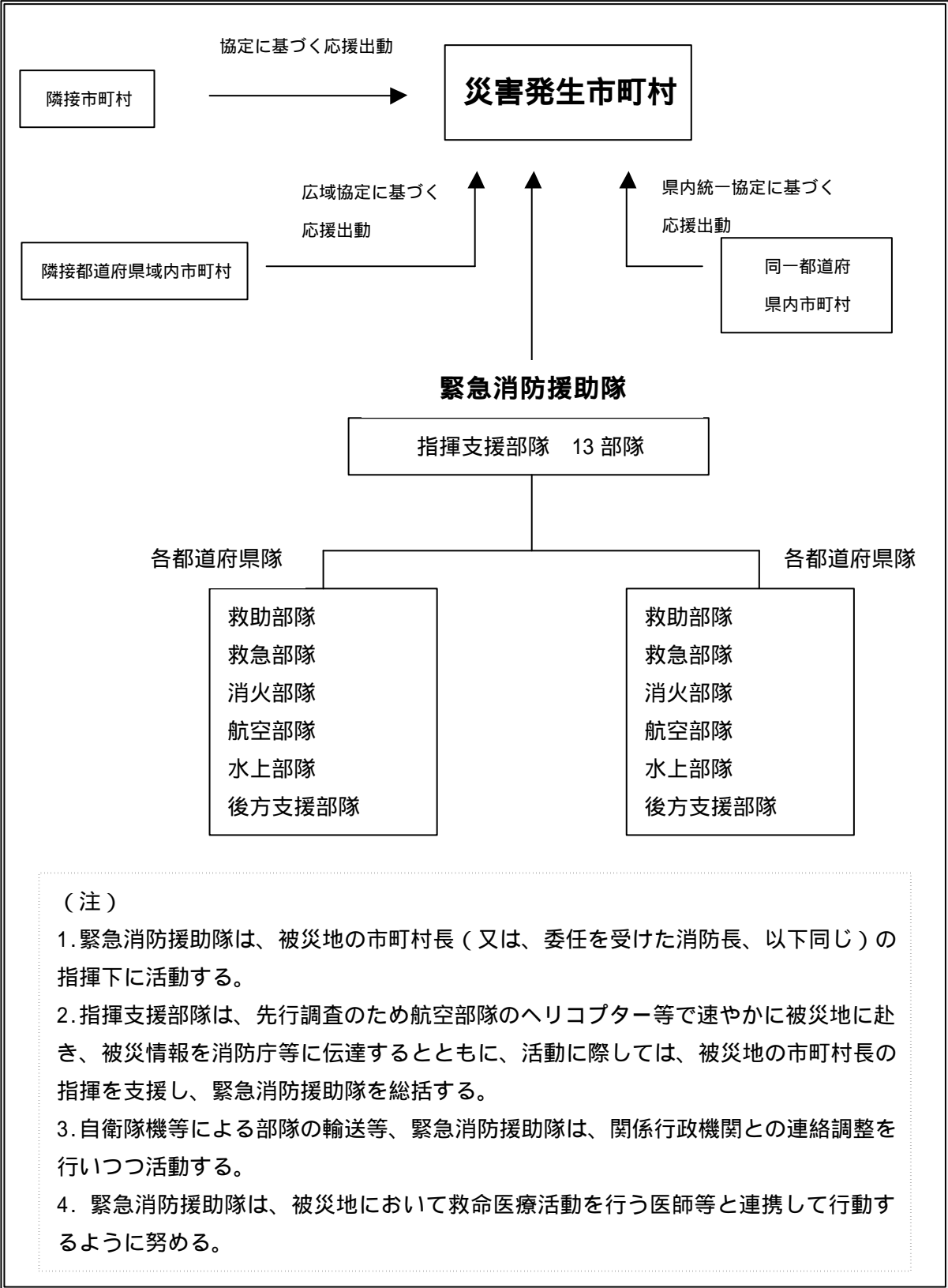
#### **他機関との連携強化**

東海地震等大規模地震に備えて、他機関(自衛隊等)との連携強化を検討

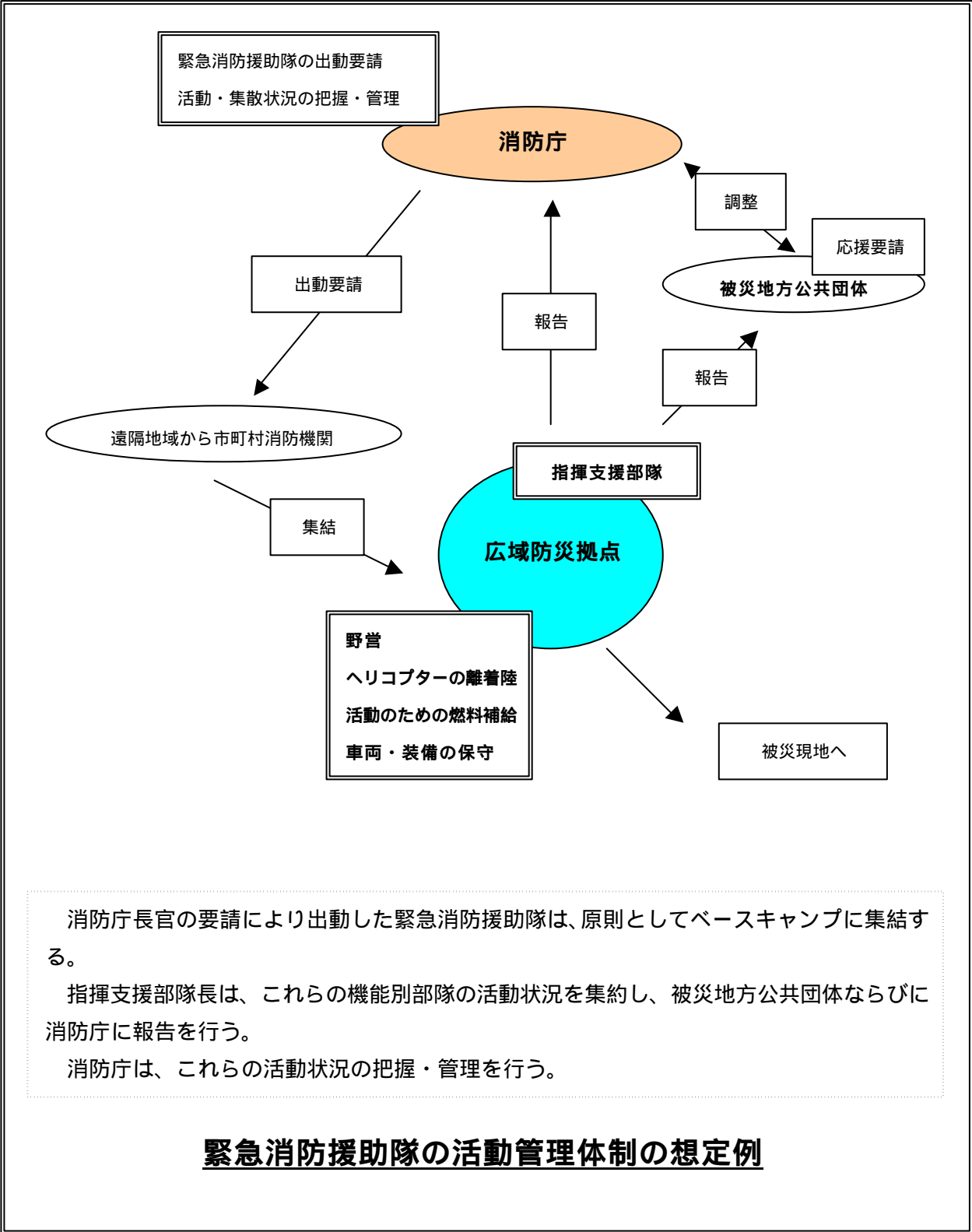
## 緊急消防援助隊の主な活動実績

<p><b>蒲原沢土石流災害</b> (平成 8 年 12 月)</p>	<p>新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害において、東京消防庁と名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた活動が行われた。</p>
<p>平成 10 年 9 月</p>	<p>岩手県内陸北部の岩手山付近で発生した震度 6 弱を記録する地震において、仙台市消防局と東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動が行われた。</p>
<p><b>北海道有珠山噴火災害</b> (平成 12 年 3 月)</p>	<p>有珠山噴火災害においては、札幌市消防局、仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局から救助部隊、消火部隊を現地に派遣し地元消防本部の応援活動を実施した。</p>
<p><b>鳥取県西部地震</b> (平成 12 年 10 月)</p>	<p>鳥取県西部地震においては、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊が、ヘリコプターによる情報収集活動を行った。</p>
<p><b>芸予地震</b> (平成 13 年 3 月)</p>	<p>安芸灘を震源とする震度 6 弱を記録した芸予地震においては、大阪市消防局、神戸市消防局、福岡市消防局の指揮支援部隊が各航空部隊のヘリコプターに同乗し、また、鳥取県、岡山市消防局、北九州市消防局の航空部隊が被害情報の収集活動を行った。</p>

**緊急消防援助隊の出動体制および部隊編成の概要**



**想定される緊急消防援助隊の活動管理体制**



消防庁長官の要請により出動した緊急消防援助隊は、原則としてベースキャンプに集結する。

指揮支援部隊長は、これらの機能別部隊の活動状況を集約し、被災地方公共団体ならびに消防庁に報告を行う。

消防庁は、これらの活動状況の把握・管理を行う。

**緊急消防援助隊の活動管理体制の想定例**

### (3) 被災現地ボランティアセンターならびに災害ボランティアの支援機能

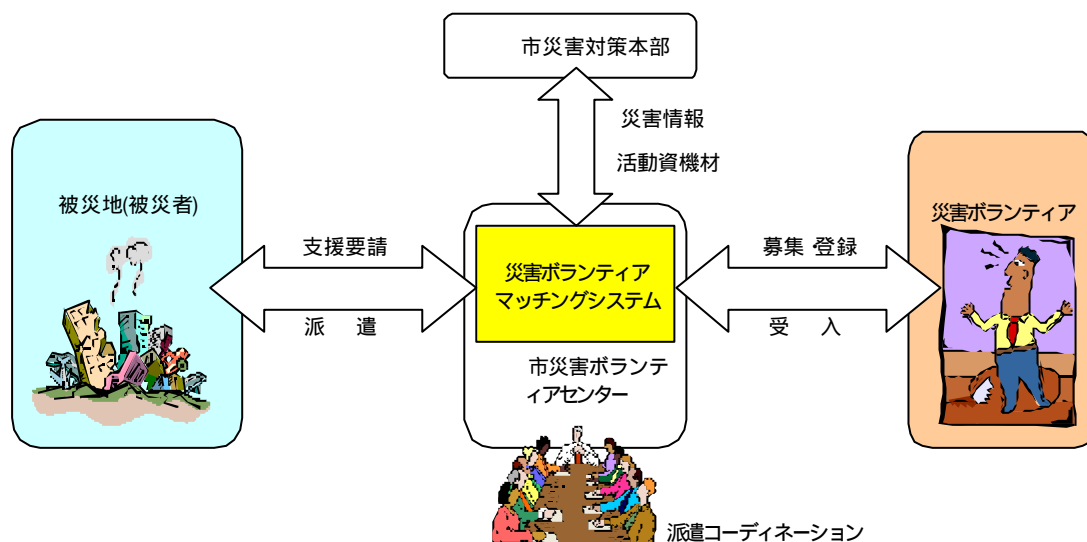
大規模災害に対応する災害活動拠点としての広域防災拠点の機能を考える際は、各地域間のネットワーク化を図るとともに、広域防災拠点等でボランティア支援センターを設置し、被災現地ボランティアセンターならびに災害ボランティアへの支援機能を充実させることが必要である。

#### 被災現地ボランティアセンターからの支援要請と災害ボランティアとの調整支援機能

総務省消防庁では、平成15年度に、ボランティアセンターで、災害発生時に被災地からの支援要請(需要)と活動する災害ボランティア(供給)との調整(マッチング)支援を円滑に実施するための情報整理システムについて検討することとしている。

また、同じく消防庁は、現在運用している災害ボランティア・データバンクに関して、登録団体数や登録情報の拡充によるデータベース整備を進めるとともに、インターフェースの見直しを行い、縦覧機能といったアクセサビリティ強化を進め、広域的な調整ツールとして機能強化のための改善を図ることとしている。

広域防災拠点に設置されるであろうボランティア支援センターでは、こういったボランティア活動支援ツールを有効に活用できるよう、各ボランティアセンターとの調整、その支援を行うことが必要である。





### **被災現地のボランティアセンターへのサポーターの派遣機能**

広域防災拠点等で設置されるボランティア支援センターには、サポーターの派遣等といった人材支援機能が必要である。

### **災害ボランティア活動のための資機材および資金調達機能**

広域防災拠点等で設置されるボランティア支援センターには、被災現地のボランティアセンター、ボランティアコーディネーターの活動のための資機材および資金を調達する機能が必要であると考えられる。

### **遠隔地からの災害ボランティア活動のための資機材および資金調達機能**

阪神・淡路大震災の事例におけるボランティア活動で成功したパターンは、自己完結型の活動形態である。

しかし、遠隔地からの特殊な技能を持ったボランティアの活動を支援するため、ボランティア支援活動センターでは、これらに対して食・住といった活動に関する支援が必要であると考えられる。

**国内の災害におけるボランティアの主な活動実績**

<p><b>阪神・淡路大震災</b> (平成 7 年 1 月)</p>	<p>延べ約 140 万人 (兵庫県調べ)</p>	<p>炊き出し、救援物資の仕分け・配送、ごみの収集・運搬、避難所での作業補助、被災者の安否確認、被災者に対する情報提供、高齢者等の災害弱者の介護や移送、保育、水くみ、入浴サービス、夜間防犯パトロール、交通整理や、医師や薬剤師による医療救護活動や、建築士による建築物の危険度判定、弁護士による法律相談、手話通訳、外国語通訳 等</p>
<p><b>ナホトカ号重油流出事故</b> (平成 9 年 1 月)</p>	<p>延べ約 28 万人 (自治省消防庁まとめ)</p>	<p>福井県、石川県、京都府、兵庫県、富山県、新潟県の県内外からボランティアが駆けつけ、厳しい気候条件の中、ひしゃくや竹へら等を用いた手作業を中心とする油回収作業に従事。</p>
<p><b>北海道有珠山噴火災害</b> (平成 12 年 3 月)</p>	<p>延べ約 8,500 人 (平成 13 年度防災白書)</p>	<p>避難所の世話・警備・管理・被災者の心のケア、情報発信、広報誌配布、物資輸送・配布、引っ越し手伝い、除灰作業等</p>
<p><b>東海地方での大雨による被害</b> (平成 12 年 9 月)</p>	<p>延べ約 19,000 人 (平成 13 年度防災白書)</p>	<p>家具の移動、瓦礫や土砂の撤去、清掃、避難所の世話、子供のケア、高齢者の介護等</p>
<p><b>鳥取県西部地震</b> (平成 12 年 10 月)</p>	<p>延べ 約 5,200 人 (平成 13 年度防災白書)</p>	<p>託児所の支援、高齢者・障害者の介護、避難所の世話、家具・部屋・ブロック塀などの片づけ、屋根のシート張り、泥の撤去清掃、土砂災害防止活動等害</p>
<p><b>芸予地震</b> (平成 13 年 3 月)</p>	<p>延べ約 1,200 人 (平成 13 年度防災白書)</p>	<p>瓦礫の除去、屋根のシート張り、家屋周辺の清掃、土砂災害防止活動等</p>

**参考 ボランティアセンターが災害応急対策に大きな成果をもたらした事例**

**ニューヨーク同時多発テロにおけるボランティア活動**

テロ発生後、個人レベルでの様々なボランティア活動から、赤十字や救世軍などのNPO、企業レベルなどのボランティア活動が展開された。

**個人レベルでのボランティア**

事件当日、被災現場にマンハッタンで建設工事に従事していた労働者、周辺の被災者受入拠点にボランティアの医師や看護婦が駆けつけた。

さらに、赤十字や州などの献血の呼びかけに応じたり、水、食料品、衣類などを寄付などの様々な活動がなされた。

また、ジェイコブ・ジャビッツ・コンベンションセンターが事件に関連したあらゆるボランティア志望者の窓口となり、そのボランティア協力センターでは、市が設立した家族支援センターや市の各部局、病院などからの要請に基づいてボランティアを派遣した。

**NPO によるボランティア**

事件直後、心のケア（心的外傷後ストレス障害：PTSD）に関わるボランティアシステムができ、特に子供のメンタルケアを行った。

大ニューヨーク病院協会では、カウンセリング基金を設立、病院や市民から寄付を受け付け、精神医療機関にカウンセリングを委託、赤十字ではウェブサイト上で年齢別の子供たちへの対応集が公開された。

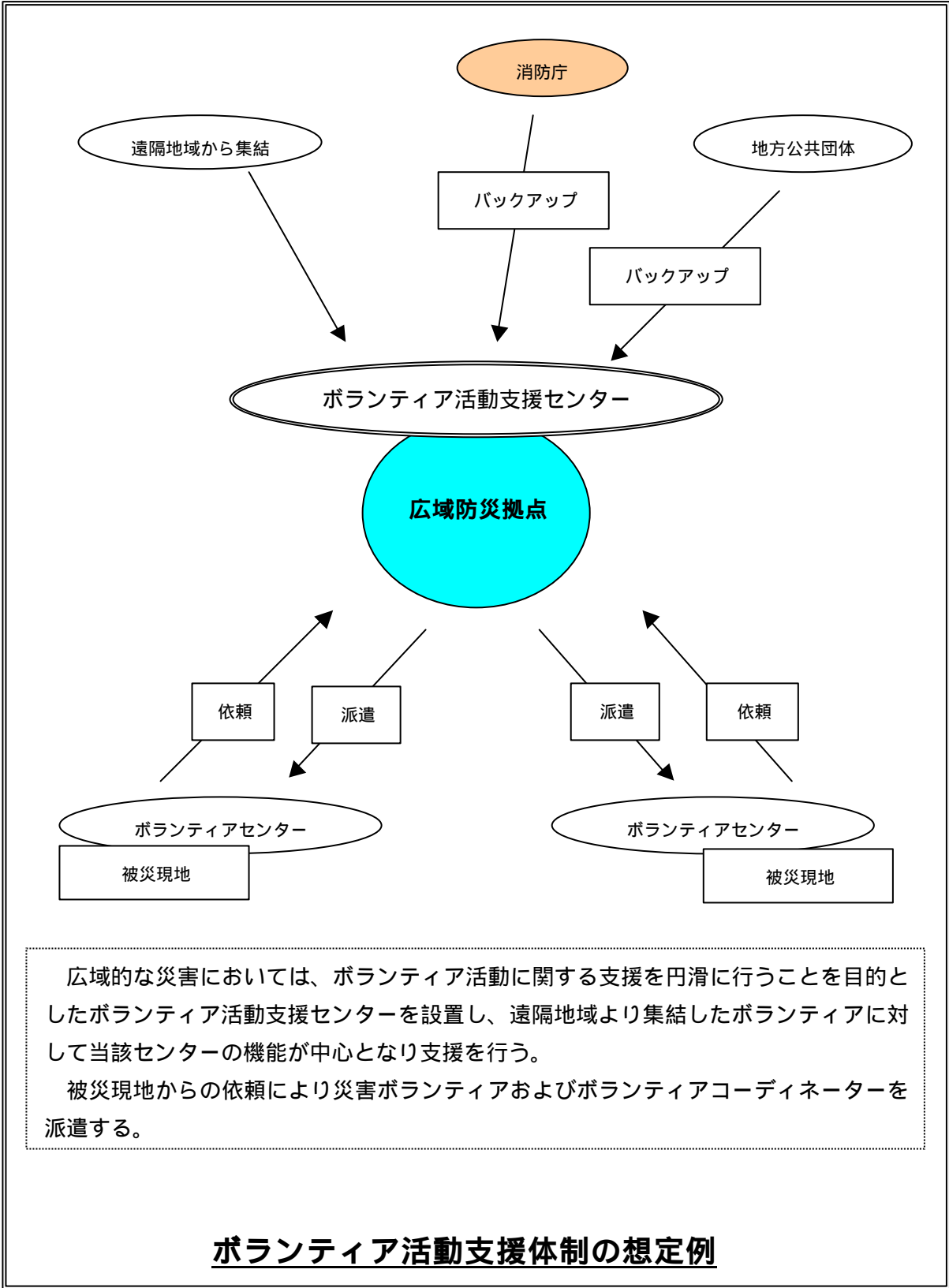
また、ニューヨーク市立大学では、精神医療の専門家らが対応する電話での「ヘルプライン」が設置され、メンタルヘルス協会では心の痛手に関するカウンセリングと情緒安定のための支援が受けられる施設の情報を電話で提供した。

**企業レベルでのボランティア**

スポーツ施設を運営する企業が、本格的な外科治療ができる設備と移動式野外病院を設け、あるホテルでは、事件の翌々日からレスキュー隊員や被災者の家族などに食事、ベットを提供し、インターネット・オークション企業では寄付金収集のためのオークションが行われた。

「第1回災害ボランティアの活動環境に関する検討懇談会」資料（消防庁）より抜粋

**想定されるボランティア活動支援体制**



#### (4) 企業防災活動等への支援機能

日本経済団体連合会では、企業自身の防災体制の充実に加え、災害発生時の地域社会への貢献に関する検討を進めている。

広域防災拠点に求められる機能を考えるにあたっては、緊急消防援助隊等といった行政による広域応援部隊のみならず、このような経済関係団体や民間企業の防災活動等の利用ニーズを十分に反映させられるよう考慮しておく必要がある。

また、企業は、従業員の災害ボランティア活動への参加を促進するため、災害ボランティア休暇制度の導入の検討を進めることが望まれる。

さらに、企業の防災活動について、地域の防災計画への策定・位置づけなど、公共的な責任を積極的に考える必要もあると考えられる。

#### **公益事業体の復旧活動支援（都市ガスの復旧応援部隊の集結地点としての利用）**

阪神・淡路大震災の時は、神戸大学のグラウンドが都市ガス復旧の前線基地となった。

都市ガスの復旧応援体制について、いくつかの問題があり、応援要員・応援車両の受け入れ場所、受け入れる体制、食料、宿泊設備の調達などの問題がある。

広域防災拠点には、ライフライン事業体の復旧活動支援を勧案する必要がある。

#### **輸送事業者やコンビニエンス・ストア・フランチャイズ企業との関係強化**

トラック運送業界では、自然災害などの緊急時には国や地方公共団体と連携し、緊急・救援輸送を優先かつ迅速に行った。平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災に際しては、震災発生直後から業界をあげて緊急・救援物資輸送にあたり、延べ4万台のトラックが出動した実績を有している。

また、阪神・淡路大震災の発生の翌日からコンビニエンス・ストア・フランチャイズ企業は、食料品を中心とした商品を提供しつづけた。

こうした事例を踏まえると、広域防災拠点は、これらの災害対応活動において、例えばトラック運転員の休憩場所、車両輸送の燃料補給拠点等としての機能を果たすことが期待される。

## 4.2 平常時の機能

### (1) 緊急消防援助隊の研修・訓練拠点機能

消防職員は、消防大学校において総合教育、専科教育、トップセミナー（消防長）緊急消防援助講習会等を、消防学校において初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育を受講する機会を有しており、個人の資質向上のために役立てられているが、遠隔地で被災消防機関と連携をとり支援活動を行う緊急消防援助隊の研修・訓練が重要である。

消防職員で組織される緊急消防援助隊としての広域防災拠点の活用として、実践的な合同訓練および集結から活動までの総合的訓練を行うことが望まれる。

#### **実践的な合同訓練の必要性**

現在、緊急消防援助隊は、全国合同訓練、ブロック合同訓練等の集合訓練を実施しているが、今後、より実践的な訓練内容の充実を図るとともにそれに応じた訓練拠点整備が必要である。

#### **集結から活動までの総合的訓練の必要性**

都道府県に分散している緊急消防援助隊の集結から活動まで総合的な集合訓練および災害図上訓練が実施可能な訓練拠点整備が必要である。

## (2) 防災に関する市民教育およびボランティアコーディネーター育成機能

市民に対する防災研修は、都道府県・市町村、消防学校、大学・研究機関で、自主防災組織・婦人防火クラブに対する防災研修は、都道府県・市町村、消防学校、日本防火協会等で実施されている。(参考2参照)

また、ボランティアコーディネーター研修に関しては、都道府県社会福祉協議会等で行われている。

### 災害時のボランティアの活動意識レベルに応じた育成方策の必要性

市民で構成される災害時のボランティアは、以下に示す活動意識レベルを持つと考えられる。

それぞれに、意識レベル・モチベーションにあわせた育成が必要である。

普段から災害ボランティアとしての自覚を持って行動している人々

普段から災害以外の分野でボランティア活動を継続的に実施している人々

災害時、被災者を助けたいという気持ちを持って行動する人々

### ボランティアコーディネーションの重要性とボランティアコーディネーター育成の必要性

ボランティアコーディネーターは、被災地のニーズとボランティア・シーズとを結びつける役割を持つ。

災害時に活動するボランティアの参加意識を汲み取ったコーディネーションが必要である。

### 防災教育の啓発および定期的なイベント開催等での活用

NPOを含むボランティアが自発的に実施する防災教育ならびにイベントの開催、これに関係する展示等を日常的に行える拠点としての活用が考えられる。

## 5. 緊急消防援助隊による広域防災拠点の活用方策

本章は、広域防災拠点の活用方策ならびに課題に関して、緊急消防援助隊の指揮支援部隊を有する 13 消防本部に対して行ったアンケート調査に基づきまとめたものである。

### 5.1 発災時における活動拠点としての活用

#### (1) ベースキャンプ機能の充実度

ベースキャンプ機能としての充実度に関しては、災害応急活動に必要とされる代表的な施設の有無およびその充実度に関するアンケートを実施した。

回答のあった約半数は該当する施設を有しておらず、整備されているものについても機能面等で不十分との回答を得た。

ベースキャンプ機能としての充実度

		充分	不充分	該当する施設なし
災害対策本部が置かれる合同調整管理棟		2	4	5
防災ヘリコプターの離陸・着陸を行うヘリポート		2	5	4
応援人員・応援車両集結地となる多目的広場		2	4	5
その他施設	トイレ・宿泊施設	0	2	9
	給食施設	0	1	10
	燃料備蓄施設	0	2	9
	物資備蓄施設	0	2	9
	車両整備施設	0	1	10
	通信施設	0	1	10

< 回答消防局数 11 消防局 >



## (2) 活動拠点としての課題

整備されている広域防災拠点での施設のベースキャンプ機能面に対する課題として、質的・量的に不足している点に関しアンケートを実施した。

受入スペースの量的不足や車両および資機材整備、燃料備蓄の機能を有していないといった回答を得た。

質的・量的に不足している点	回答数
人員および車両集結のための受入スペースが充分ではない	5
車両および資機材整備施設がない	3
燃料備蓄量が充分ではない	3
食品等備蓄庫（応援部隊等の災害対応関係者用）がない	2
要員宿舎（野営含む）がない	1
給食センター（調理設備）がない	1

< 回答消防局数 11 消防局 >

## 5.2 平常時における訓練拠点としての活用

### (1) 訓練内容

平常時の利用としての訓練内容に関してアンケートを実施した。

訓練内容は、大規模な災害を想定したもので広域緊急援助隊および他の防災機関との合同の研修・訓練、緊急消防援助隊と被災地における消防機関との連携に視点を置いた集結から受入れ、救出活動までの連続的な訓練等が挙げられた。

また、挙げられた訓練形態は、実地訓練、災害図上訓練およびロールプレイング式の訓練と多岐にわたっている。

都道府県内の広域応援訓練
広域緊急援助隊および他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）と連携した合同集合訓練
広域緊急援助隊および他の防災機関（自衛隊、海上保安庁等）による災害図上訓練およびロールプレイング式訓練
多数傷病者の発生を想定した大規模応急救護所の設置・運用等の訓練
多数傷病者の発生を想定した救出訓練
緊急消防援助隊の集結訓練および受入れの部隊運営訓練から実際の活動までの総合的な訓練
数台以上のポンプ車を連結させた吸水・長距離送水訓練
ヘリコプターおよび消防艇での緊急物資搬出・搬入訓練
ヘリコプターを用いる消防隊、救急隊および救助隊の救出訓練
空中消火等のヘリコプターと地上部隊との連携訓練
大規模な座屈建物や瓦礫からの救助訓練
市民、企業、市町村職員、消防団員等が対象の個別および総合的な訓練・研修

< 回答消防局数 10 消防局 >

## 訓練参加者

消防

自衛隊

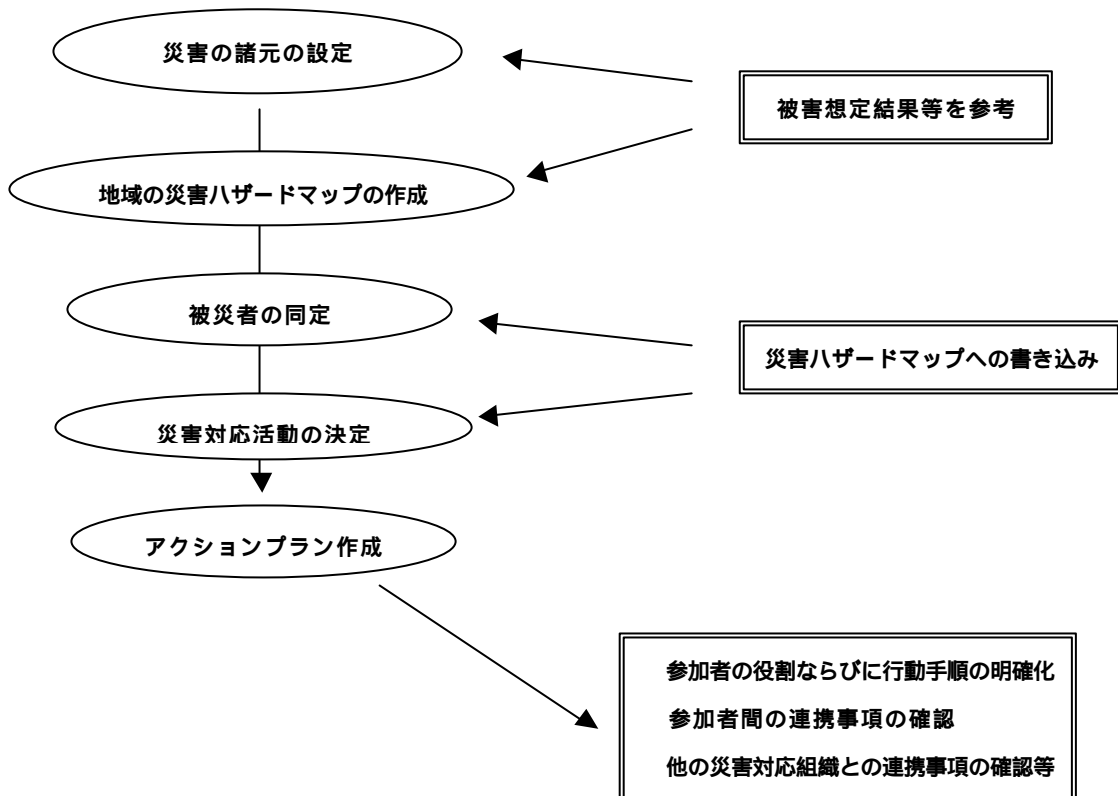
警察

自衛消防隊

婦人防火クラブ

自主防災組織

企業防災組織



## 広域防災活動関係者が参加する災害図上訓練のイメージ

## (2) 訓練拠点としての課題

(1) で挙げられた訓練を実施するために必要となる施設、設備等に関してアンケートを実施した。

必要な施設・設備とは、通信機器や救助訓練に資する施設、地震によって発生する多種類の被害に対応する訓練に資する施設等が挙げられた。

無線基地局
緊急消防援助隊動態情報システム
地方公共団体の災害対策本部、国の関係機関と連絡のための情報・通信機器
多数の機体の離発着場と駐機できるエプロン施設
山岳救助・水難救助等にも幅広く対応できる訓練施設
倒壊家屋（木造、耐火等）訓練施設
BC 災害等の訓練施設
救助・救出および火災防御訓練の可能な訓練施設
多種類の被害を想定（コンビナート、鉄道、トンネル等の特殊災害）が可能な訓練施設
大規模消防水利施設
夜間照明施設
ヘリコプターおよび車両の燃料備蓄施設
消防艇の護岸施設
緊急消防援助隊の受入れ時の部隊運営訓練ができる作戦室
パーティションフリーの多目的室
災害図上訓練のための設備（ハードウェアとソフトウェア）
ロールプレイング式訓練が行える設備（ハードウェアとソフトウェア）
市民に対する防災研修の場となる施設 （視聴覚設備、消火・避難・救急訓練等を実施できる設備）
自主防災組織を育成するための施設
訓練に適した多目的広場（消防車両や重機が進入可能であること）

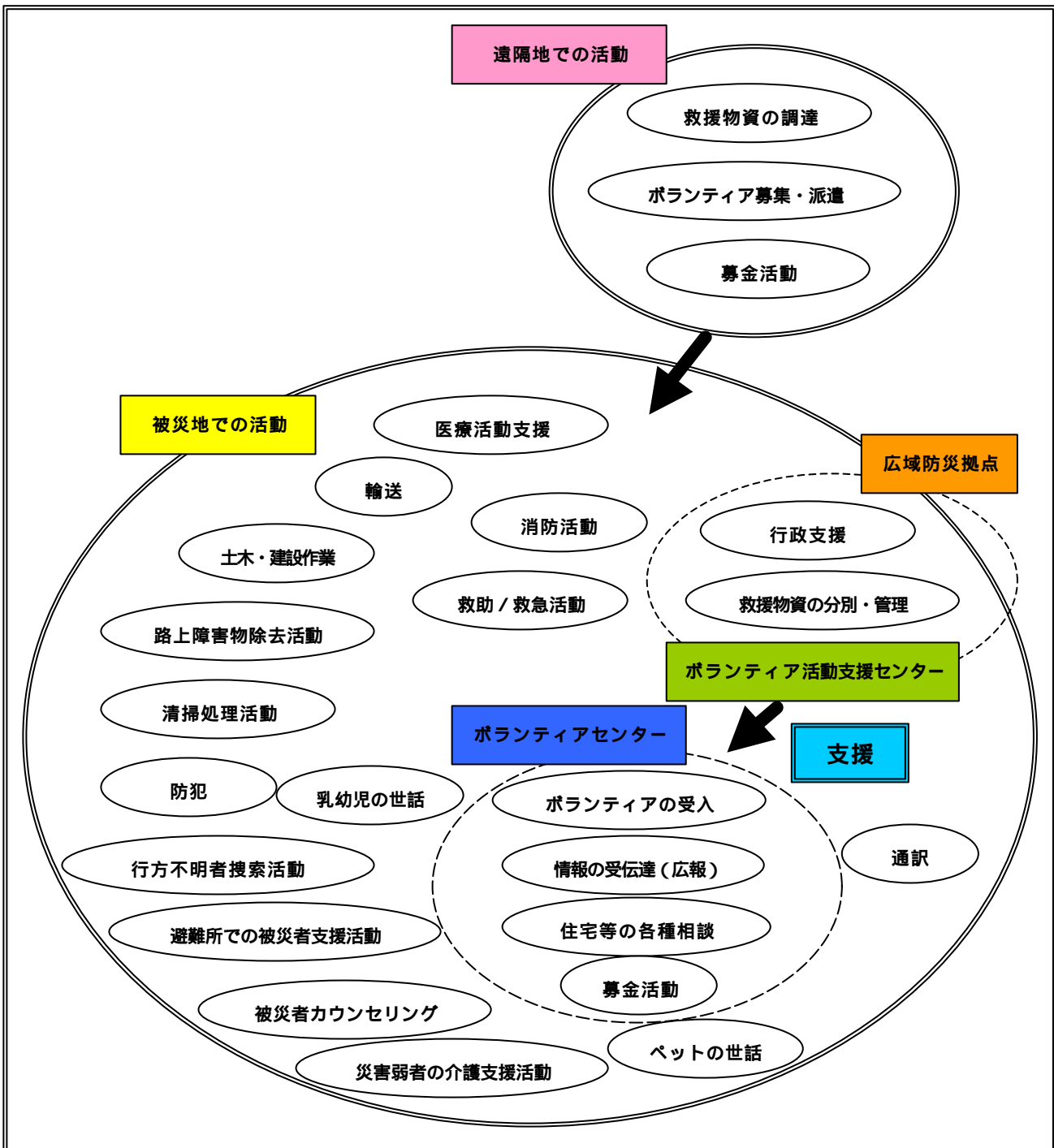
< 回答消防局数 10 消防局 >

## 6. 災害ボランティアおよびそのコーディネーターによる広域防災拠点の活用方策

本章は、広域防災拠点の活用方策ならびに課題に関して、特定非営利活動法人 日本 NPO センターに活動内容を災害支援で登録している団体に対して行ったアンケート調査および総務省消防庁「災害ボランティア・データバンク」のデータに基づく分析結果をまとめたものである。

### 6.1 発災時における活動拠点としての活用

#### (1) 発災時のボランティア、コーディネーターおよび NPO の活動例



## (2) NPO に関する発災時の活用ニーズ

大規模災害が発生した場合、NPO を含むボランティアは、主として被災地のボランティアセンターで被災者等に対して支援活動を行うことになる。

広域防災拠点はこれらの活動をバックアップする機能を有することになり、NPO に対してどのような活用・利用が考えられ、その際にどのような課題が有るかに関しアンケートを実施した。

活用・利用に関しては、各関係機関・組織との連絡・調整、支援活動に必要な情報の集約・発信、ボランティアセンター間およびボランティア団体間の調整を含む全体マネジメントやトラブル処理が挙げられた。

また、活用・利用の際の課題に関しては、災害支援活動に必要である情報通信機器の整備状況、マネジメントできる人材の育成等の課題が挙げられた。

### 発災時の活用・利用形態

活用・利用	回答数
社会福祉協議会、日本赤十字社、他のボランティア団体、NPO との連絡・調整	23
被災現地のボランティアセンターとの連絡・調整	14
人員および車両集結場所	9
行政機関との連絡機能	4
全体マネジメントとトラブル処理機能	3
ボランティアセンターの設立・運営の支援	3
各ボランティアセンター間の連絡・調整	3
ボランティア活動に必要な情報を集約・処理・発信する情報センター機能	3
ボランティア組織の総合的な組み合わせによる活動支援体制の調整	1
被害が長期化した場合の各種カウンセリング（PTSD）センター	1
被災現地のボランティア団体が被災した場合の代替的な設備利用	1
ヘリで搬送された疾病者の応急手当	1
ボランティアの宿泊利用	1
災害図上訓練の実施＜平常時＞	1
ボランティア団体の災害対応資機材の仮置き＜平常時＞	1

< 回答 : 53 団体 >

### 現状の広域防災拠点に関する課題

機能もしくは施設で質的・量的に不足している点	回答数
被災現地のボランティアセンターと連絡手段が充分ではない	8
社会福祉協議会、日本赤十字ならびに他のボランティア団体との連絡手段が充分ではない	7
人員および車両集結のためのスペースが充分ではない。	5
広域防災拠点周辺の交通アクセス（道路整備）が不十分である	4
一般市民に広域防災拠点自身の存在に関する情報が浸透してない。（防災情報を共有化するための防災マップを作成し、広域防災活動に携わるものに配布し、状況の周知徹底等のアピールが必要ではないか。）	4
的確に現地情報を把握するための情報集約する仕組みが充分とはいえない。	3
広域防災拠点内外、行政、NPO とのネットワークが充分でない。	2
非常救急用品および食料品等の保管場所の情報管理がなされていない。	2
防災・災害救援に関わるセクター間のネットワーク構築の中心となるような組織体制づくりが不十分。	1
発災時に特化した技量を持つ専門団体のすべてを総括し、マネジメントできる人材を含めた機能面が充分とはいえない。	1

< 回答 : 37 団体 >

その他、関連して、以下の意見があった。

阪神・淡路大震災の時は、飲料水確保が問題となったと記憶しており、広域防災拠点のプールがあるとすれば、水浄化システム（7000～8000万円）を設置しておく方が良いのではないかと考える。

発災初期は、食料、水、医薬品、燃料の調達が第一に求められ、ボランティアもしくは自主防災組織等の支援ルートがあるのかを事前に把握し、どこに、どのような人が、どれくらいいるのかの情報を集約していることが支援の円滑化に結びつく。

被災地での住宅問題（修理、建て替え、代替地等）の法的配慮

心のケアが防災計画に入っていない。

物理的なネットワークもさることながら心のネットワークが重要である。



## 6.2 平常時における育成拠点としての活用

### (1) 都道府県のボランティアの訓練状況および消防学校の市民教育訓練状況

総務省消防庁では、「災害ボランティア・データバンク」を構築しており、以下にこの登録データに基づき分析した『都道府県による災害ボランティア育成（講習会・実地訓練）の現状』、『都道府県によるボランティアコーディネーター育成（講習会・実地訓練）の現状』および『消防学校における市民に対する育成（教育・訓練）の現状』を示す。

#### 都道府県による災害ボランティア育成（講習会・実地訓練）の現状

一般ボランティアに対して育成を行っている都道府県	24 / 47 (51%)
一般ボランティアの講習会を行っている都道府県	20 / 47 (42%)
実地訓練を行っている都道府県	19 / 47 (40%)
講習会および実地訓練を両方行っている都道府県	15 / 47 (32%)

都道府県の約5割が、一般ボランティアに対する育成を実施している。

都道府県の約4割が、講義形式での講習会を実施している。

都道府県の約4割が、避難、初期消火、物資運搬、炊き出し等を中心とした実地訓練を実施している。

都道府県の約3割が、講習会および実地訓練を両方実施している。

総務省消防庁「災害ボランティア・データバンク」のデータに基づく

### 都道府県によるボランティアコーディネーター育成（講習会・実地訓練）の現状

ボランティアコーディネーターに対して育成を行っている都道府県	30 / 47 (63%)
ボランティアコーディネーターの講習会を行っている都道府県	27 / 47 (57%)
実地訓練を行っている都道府県	21 / 47 (45%)
講習会および実地訓練を両方行っている都道府県	18 / 47 (38%)

都道府県の約6割が、ボランティアコーディネーター育成を行っている。

都道府県の約6割が、講義形式中心の講習会を実施している。

都道府県の約4割強が、実地訓練を実施している。

都道府県の約4割%弱が、講習会および実地訓練を両方実施している。

総務省消防庁「災害ボランティア・データバンク」のデータに基づく

### 消防学校における市民に対する育成（教育・訓練）の現状

消防学校における市民に対する教育・訓練の実施	37 / 47 ( 79% )
消防学校における自衛消防隊に対する教育・訓練の実施	28 / 47 ( 60% )
消防学校における婦人防火クラブに対する教育・訓練の実施	20 / 47 ( 43% )
消防学校における自主防災組織、企業防災組織に対する教育・訓練の実施	6 / 47 ( 13% )

約 8 割の消防学校が、住民に対して教育・訓練を実施している。

約 6 割の消防学校が、自衛消防隊に対して教育・訓練を実施している。

約 4 割強の消防学校が、婦人防火クラブに対して教育・訓練を実施している。

約 3 割強の消防学校が、少年消防クラブに対して教育・訓練を実施している。

約 1 割強の消防学校が、自主防災組織、企業防災組織に対して教育・訓練を実施している。

総務省消防庁「災害ボランティア・データバンク」のデータに基づく

## (2) NPO に関する平常時の活用ニーズ

平常時の利用としての研修・訓練に関して主催する研修・訓練内容、参加した研修・訓練内容、広域防災拠点で期待する研修・訓練の内容および必要となる設備・機器に関してアンケートを実施した。

### NPO が主催する研修（講習会）および訓練（実施訓練）の現状

#### 主催する研修（講習会）内容

主催する研修（講習会）内容で多いものは  
救助／救急活動  
避難所での被災者支援活動  
災害弱者の介護支援活動  
である。

また、その他の研修（講習会）内容としては、以下の回答があった。

自主防災組織リーダー、ボランティアリーダーの育成講座  
災害シミュレーション  
斜面判定研修  
遺体搬送  
防災意識の高揚をはかるとともに、人的ネットワークづくりのための研修  
人的被害いかに低減させるかの事前対策の方法に関する講習

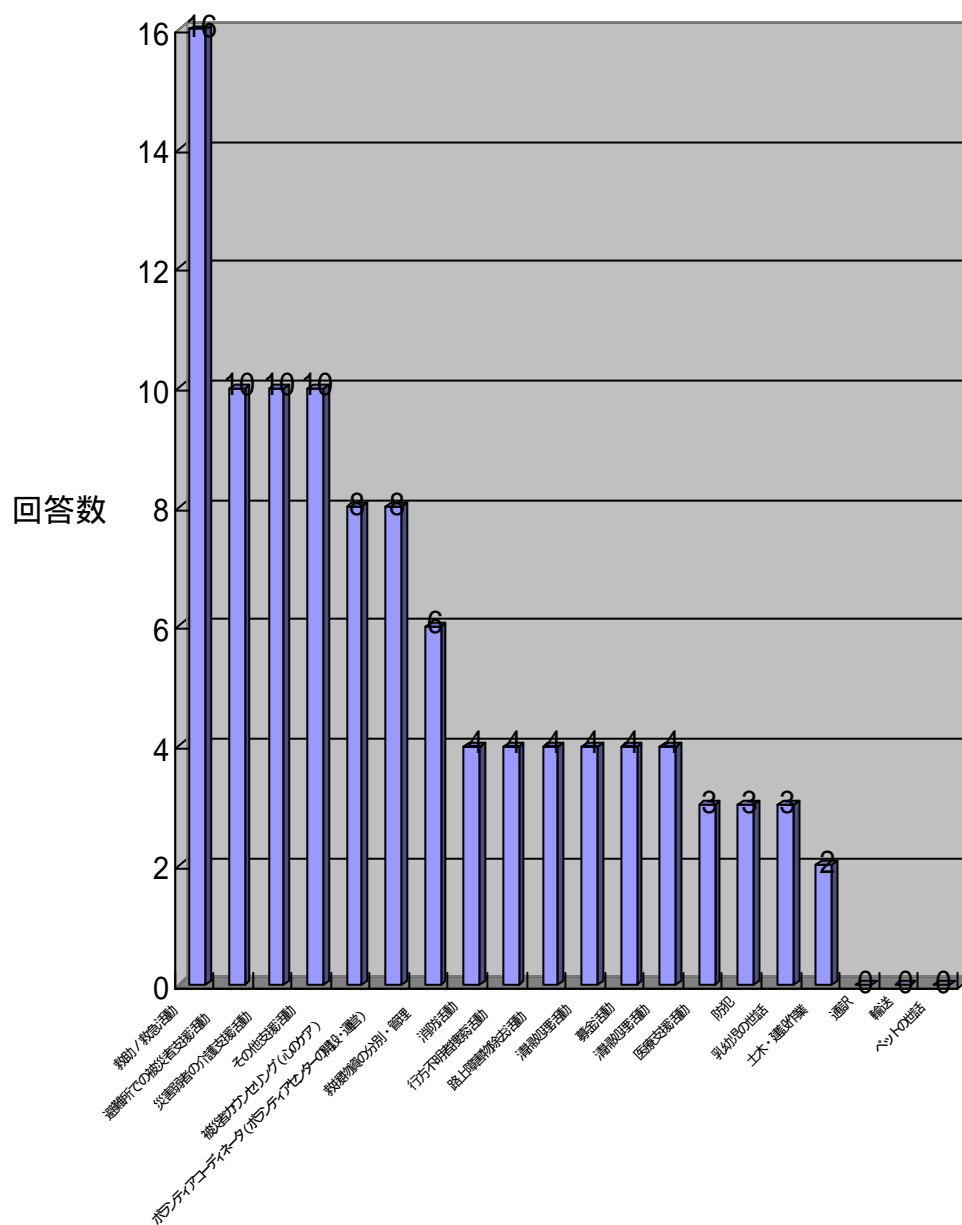
#### 主催する訓練（実地訓練）内容

主催する訓練（実地訓練）内容で多いものは  
救助／救急活動  
ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営）  
である。

また、その他の訓練（実地訓練）内容としては、以下の回答があった。

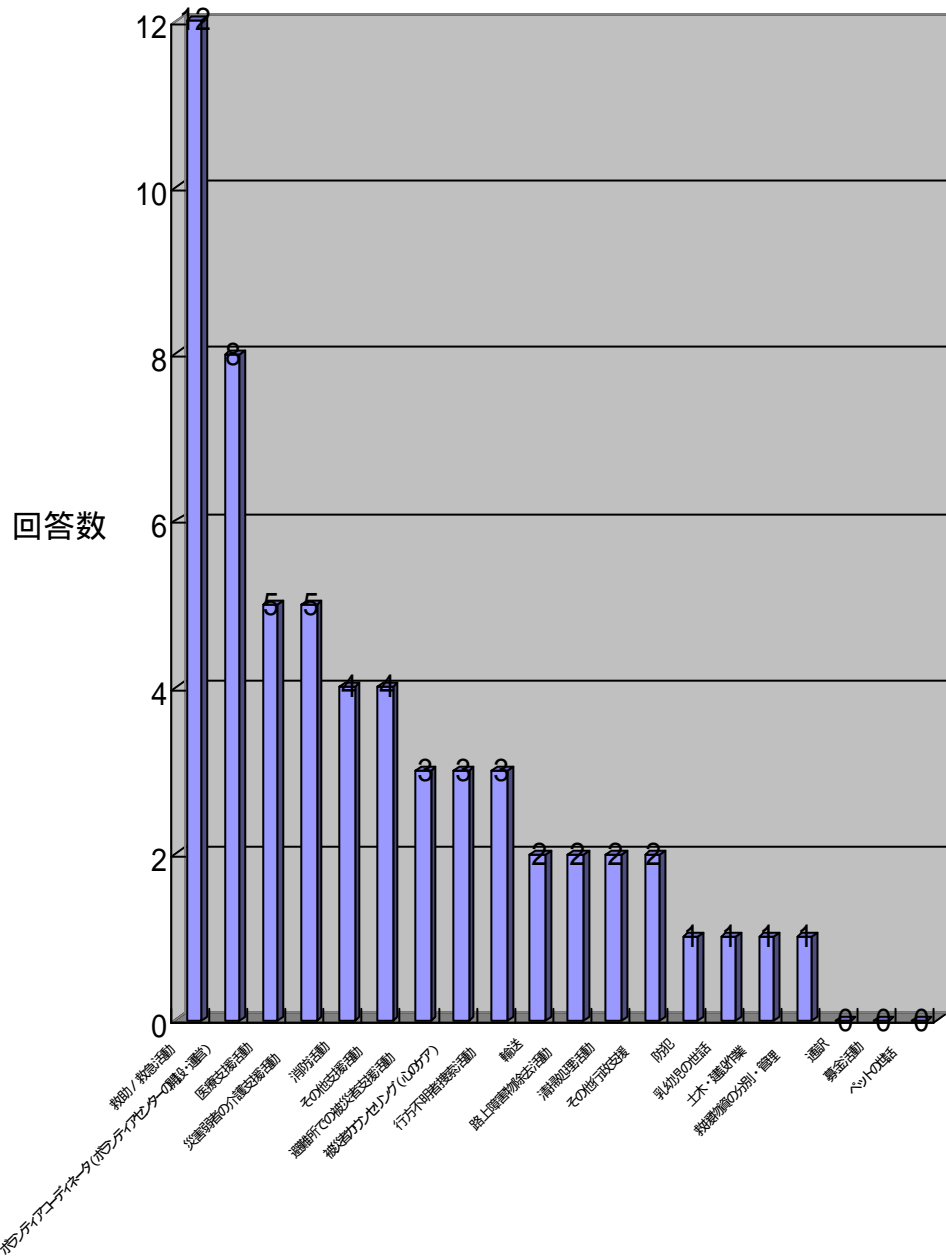
災害図上訓練  
津波発生時の救助活動訓練  
通信訓練（アマチュア無線、e - メールを用いた情報の収集・発信訓練）

### 主催する研修 (講習会内容)



< 回答団体 : 37 団体 >

### 主催する訓練(実地訓練)内容



< 回答団体 : 26 団体 >

## NPO が受講している研修（講習会）および訓練（実施訓練）の現状

### 参加した研修（講習会）内容

参加した研修（講習会）で多いものは

救助 / 救急活動

ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営）

避難所での被災者支援活動

消防活動

である。

### 参加した訓練（実地訓練）内容

参加した訓練（実地訓練）内容で多いものは

救助 / 救急活動

消防活動

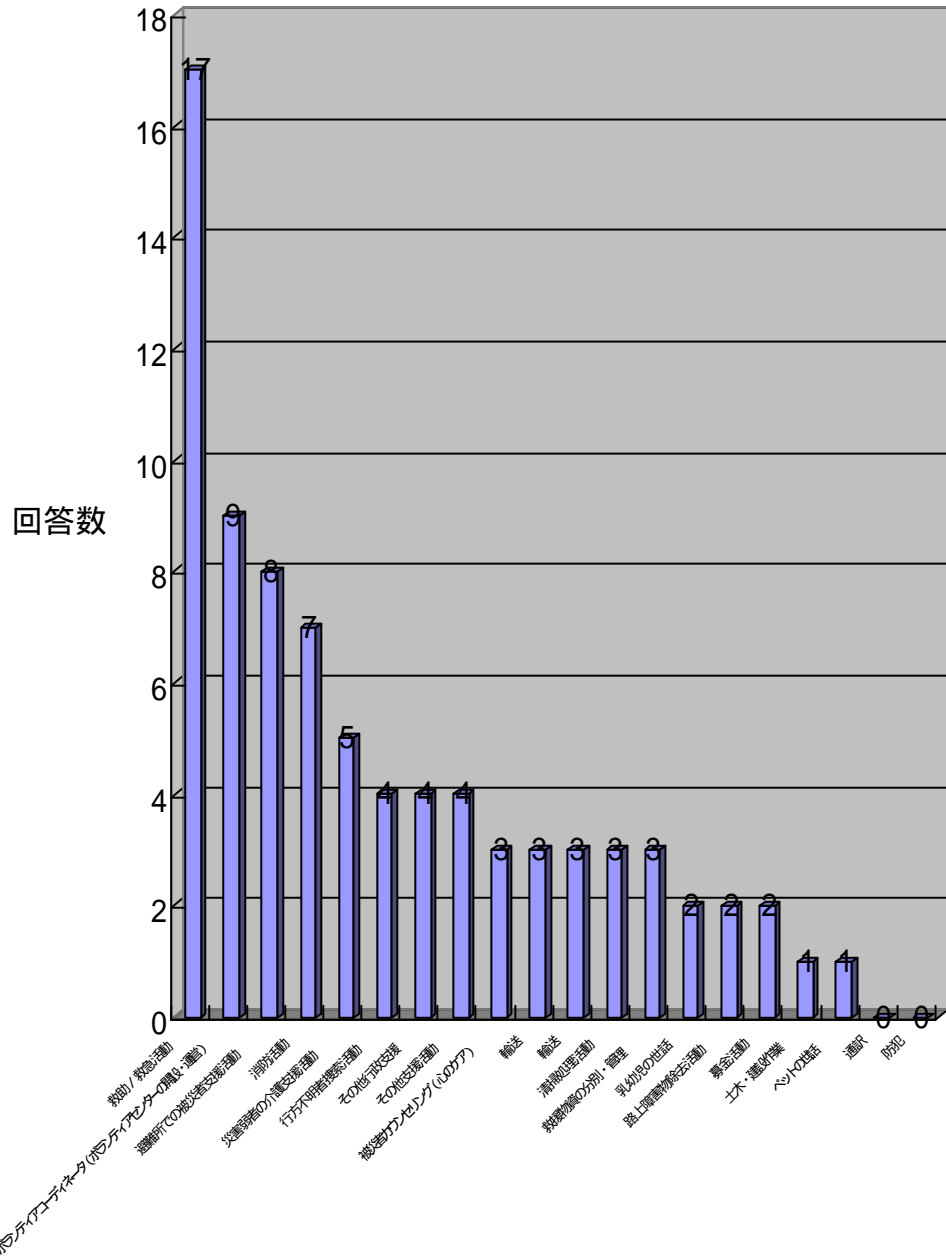
ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営）

また、その他、参加した訓練（実地訓練）内容としては、以下の回答があった。

情報送信訓練

東海地震を想定した災害図上訓練

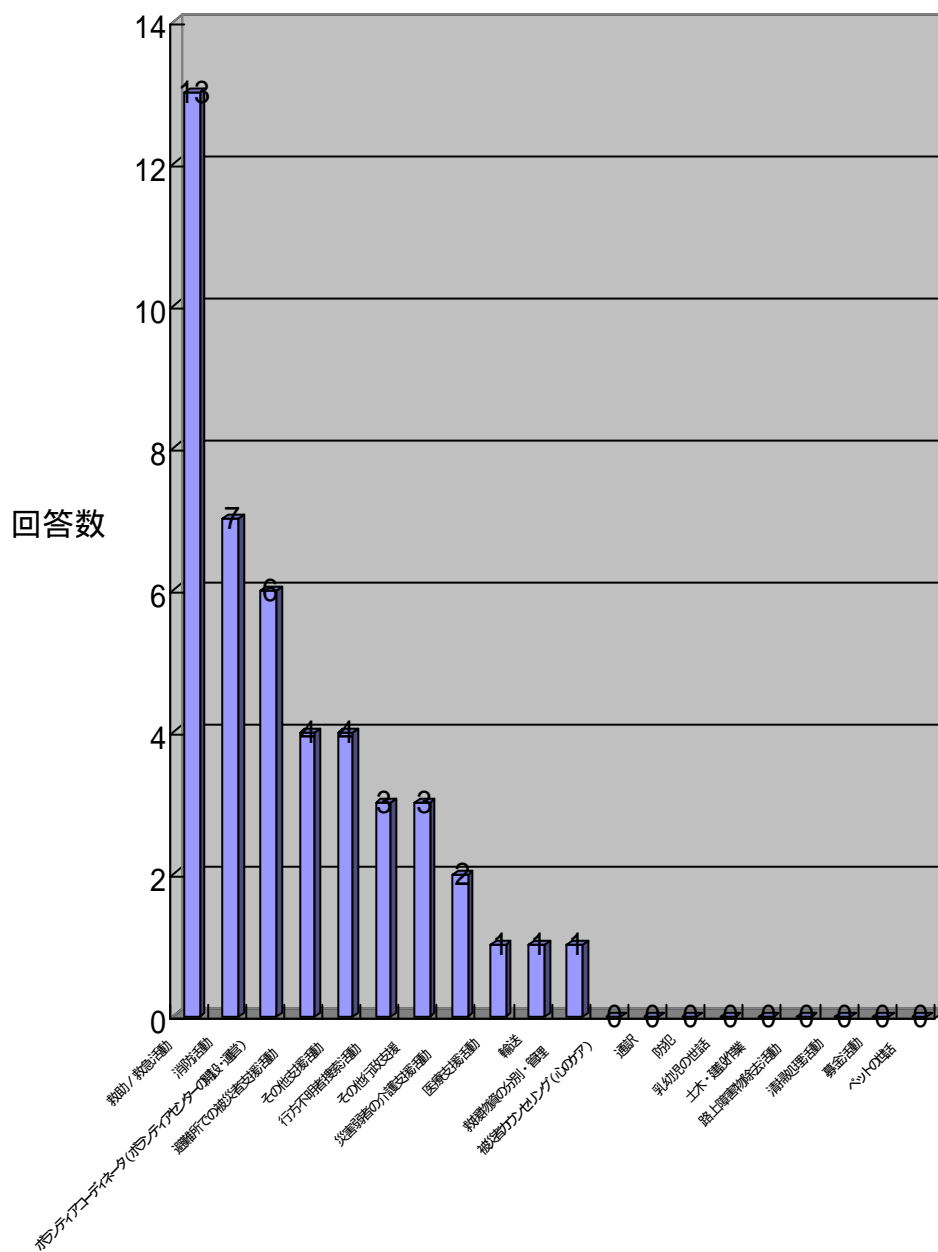
### 参加した研修(講習会)内容



< 回答団体 : 36 団体 >



### 参加した訓練(実地訓練)内容



< 回答団体 : 36 団体 >

## **広域防災拠点で期待する研修・訓練（実地訓練）内容**

### **広域防災拠点で期待する研修内容**

広域防災拠点での研修で期待するものとして、以下の回答があった。

被災者カウンセリング（心のケア）

救助／救急活動

避難所での被災者支援活動

ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営）

災害弱者の介護支援活動

医療支援活動

また、その他、広域防災拠点で期待する研修内容としては、以下の回答があった。

救急・救命講習

自主防災組織や自治会が参加できる研修（地域の防災マップづくり）

大規模災害発生時の救援体制

他の地域との連絡方法

### **広域防災拠点で期待する訓練（実地訓練）内容**

広域防災拠点での訓練（実地訓練）で期待するものとして、以下の回答があった。

救助／救急活動

避難所での被災者支援活動

医療支援活動

災害弱者の介護支援活動

救援物資の分別・管理

ボランティアコーディネーター（ボランティアセンターの開設・運営）

また、その他、広域防災拠点で期待する訓練（実地訓練）内容としては、以下の回答があった。

救急・救命講習

自主防災組織や自治会が参加できる災害図上訓練

発災時の行政との連絡を取るための訓練

### **必要となる研修・訓練設備**

情報収集のためのバイク走行訓練設備（発災を想定したコース）

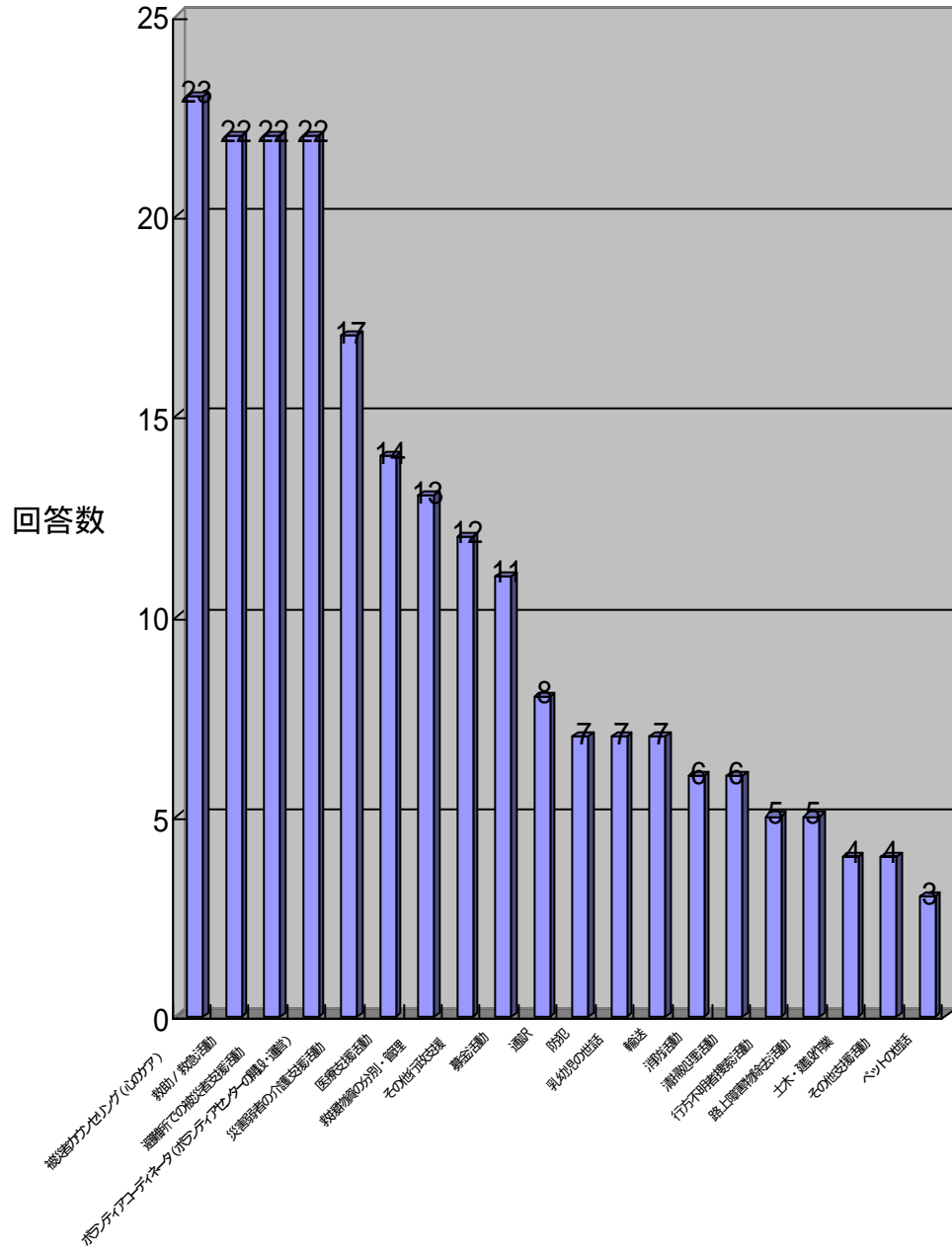
パソコンを用いた図上訓練設備

通信の訓練設備（アマチュア無線機、インターネット専用回線、パソコン等の情報情報機器）

ボランティアセンターを開設するに必要な資機材、炊き出し機材

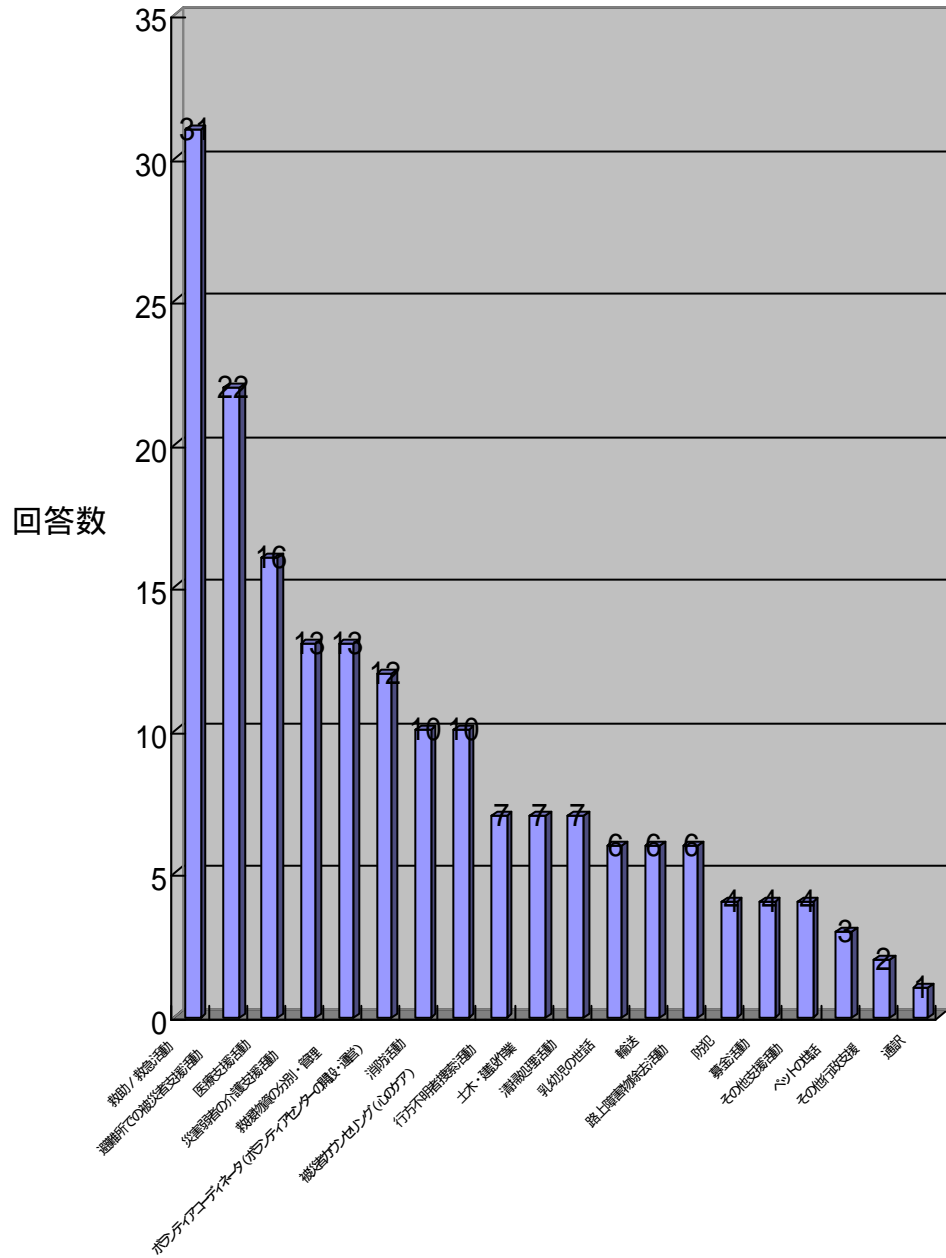
トリアージ訓練用機材、車椅子、白杖、アイマスクなど疑似体験用

### 広域防災拠点で期待する研修内容



< 回答団体 : 76 団体 >

### 広域防災拠点で期待する訓練(実地訓練)内容



< 回答団体 : 76 団体 >

### (3) 教育・育成のための広域防災拠点と育成カリキュラム例

(1) 都道府県のボランティアの訓練状況および消防学校の市民教育訓練状況および(2) NPO に関する平常時の活用ニーズの結果を踏まえ、育成カリキュラム項目例の検討を実施する。

#### 市民の防災教育拠点

自主防災組織、企業防災組織、少年消防クラブ等の地域住民の防災啓蒙教育の充実が必要であるとともに、体験コーナー・防災シアター等の設備を備えると一層効果が高まると考えられる。

また、広域防災拠点を活用した防災研修を小・中学校の研修行事に組み入れてもらうようすべきである。

#### 災害ボランティア・自主防災組織等の育成拠点

災害ボランティア、自主防災組織等の育成の場（特に専門化教育の場、例えば、救助・救急活動および医療活動支援にかかる訓練拠点、災害弱者対応のための教育拠点）等としての活用を図るべきである。

#### ボランティアコーディネーターの育成拠点

ボランティアセンターの立ち上げ等、ボランティアコーディネーターは、発災直後、重要な役割を果たすものと考えられる。ボランティアコーディネーター育成としては、合同訓練ならびに災害図上訓練が有効であり、それに対応できる広域防災拠点の機能の充実が必要である。

#### 広域防災拠点へのアクセスの向上

広域防災拠点へのアクセスがあまり良くない場合には、防災教育拠点を地元バス路線ルートに組み入れてもらい住民が利用しやすくするべきである。

## 広域防災拠点を活用した育成カリキュラム項目例

育成カリキュラム	災害ボランティア、ボランティアコーディネーターおよびNPO			市民			
	普段から災害ボランティアとしての自覚を持って行動している人々	普段から災害以外の分野でボランティア活動を実施している人々	災害時、被災者を助けたいという気持ちを持って行動している人々	自衛消防隊、婦人防火クラブ	少年消防クラブ	自主防災組織	企業防災組織
講習会	<b>災害および対策に関する知識</b>						
	災害の発生メカニズム						
	地域における想定災害と過去の災害事例						
	現状実施されている災害対策						
	<b>災害対応組織と連携に関する知識</b>						
災害対策本部、広域防災拠点、ボランティアセンター、緊急時医療機関、消防機関、警察機関の活動/役割と連携方法							
<b>防災法規等に関する知識</b>							
防災法規、地域防災計画、復旧・復興計画							
災害図上訓練を取り入れた研修	<b>災害対応活動に資する知識</b>						
	活動概要と活動のための準備						
	緊急時の意思決定（危機管理の心得）						
	各種災害対応組織との情報の受伝達（広報活動含む）						
	救助・救急活動（心肺蘇生法、応急手当等）						
	医療活動支援						
	避難所の開設・運営（ボランティアの受入等含む）						
	ボランティアセンターの開設・運営（ボランティアの受入、募金管理等含む）						
	救援物資の分別・管理						
	緊急搬送と道路啓開						
	災害弱者の介護支援						
	被災者カウンセリング（心のケア）						
	避難所での被災者支援						
実地訓練	各種災害対応組織との情報の受伝達（広報活動含む）						
	救助・救急活動（心肺蘇生法、応急手当等）						
	医療活動支援						
	ボランティアセンターの開設・運営						
	災害弱者の介護支援						

## 7. 行政区域を越えた広域防災活動の実現のために

現在、地方公共団体では、都道府県、市区町村ごとに地域防災計画が策定されており、市区町村では、統一協定の締結により相互応援体制を確保しており、さらに都道府県相互で広域防災応援協定が締結されている。

総務省消防庁では、火山災害を想定した隣接県相互間での地域防災計画について研究を行っており、災害対応活動に関する体制、設備のネットワーク化ならびに被害想定の一等の必要性を挙げている。

さらに、政府の中央防災会議では、例えば「南関東地域直下の地震対策 に関する大綱」等の地震対策に関する方針を策定している。

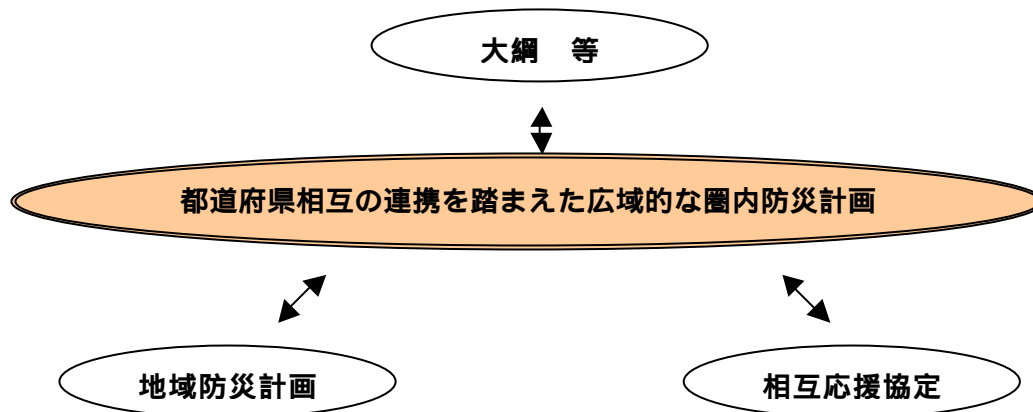
### 7.1 都道府県相互の連携を踏まえた広域的な圏内防災計画策定

#### 広域かつ甚大な災害に対応する広域防災拠点を活用した圏内防災計画策定

広域かつ甚大な災害に広域防災拠点を活用して災害対応を円滑かつ効率的に実施するためには、国による大綱と各地方公共団体の地域防災計画、広域防災応援協定を補完する各圏（首都圏、中部圏および近畿圏）での広域的な圏内防災計画の策定が有効である。

策定すべき防災計画は、各地方公共団体が保有する広域防災拠点の能力、これを用いた平常時の活用、発災時の応急対応、復旧対応さらには、民間企業、ボランティア団体の活動支援に関するものである。

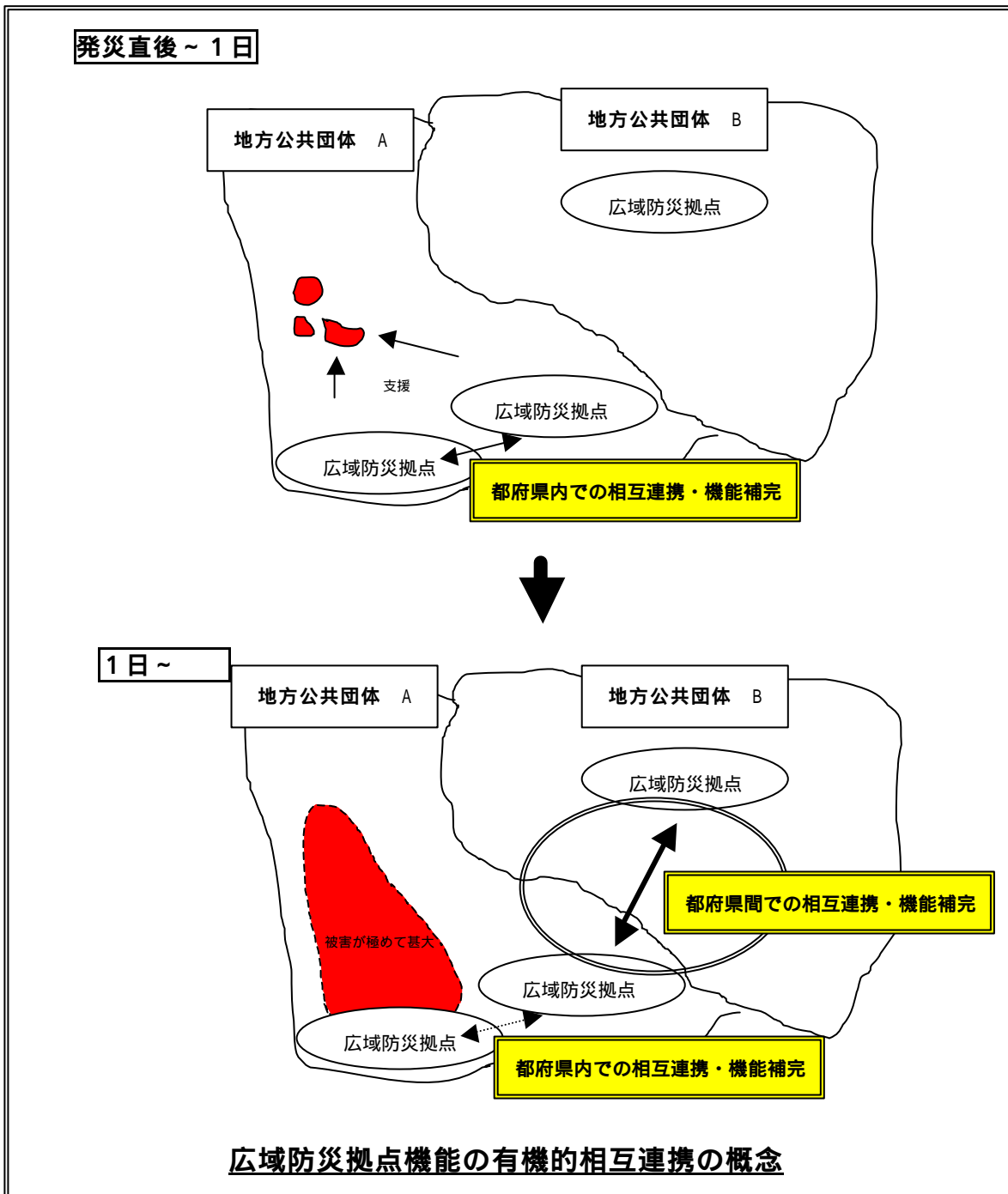
また、策定には、地方公共団体（消防および警察含む）、自衛隊のみならず、県社会福祉協議会、日本赤十字社、ガス電力といったライフライン公益事業体さらに NPO、民間企業等を含む災害活動を実践する組織で検討を進めることが望ましいと考えられる。



## 7.2 広域防災拠点機能の有機的相互連携

発災直後は、被災現地での災害対応活動および都府県内での広域防災拠点の相互連携・機能補完が行われるが、ある程度時間が経過し被害が甚大であると判明した場合、下図に示すような都府県間の連携が必要となる。

広域防災拠点の施設間での相互連携・機能補完、地方公共団体間のすべての機能面での相互連携等、様々パターンが想定される。





さらに、『7.1 都道府県相互の連携を踏まえた広域的な圏域内防災計画策定』には、以下に示す『広域防災拠点機能の有機的相互連携』が不可欠であると考えられる。

#### **広域防災拠点ならびに広域防災活動の機能・能力の相互補完状況の認識**

広域防災活動に関わる組織または要員は、発災時に備え、それぞれの広域防災拠点が持つそれぞれの機能を認識しそれぞれの相互補完が可能か認知しておく必要がある。

#### **広域防災拠点ならびに広域防災活動の機能能力別の必要情報の共有化**

活動拠点の状況（収容面積、事務室、会議室、宿泊室等の機能）

備蓄施設の配置状況

- ・位置、収容能力
- ・ヘリポート・鉄道等との接続および緊急輸送道路とのアクセス状況

消防職員数、消防車両の配置状況

- ・本部・署所の位置、数、消防職・団員数
- ・消防車両等（ポンプ付消防車、救助工作者、救急車等の数量）
- ・消防・防災ヘリコプター保有数および離発着指定状況

各地方公共団体等の情報連絡体制状況

- ・防災行政無線の配備状況（無線の種類別の設置総数）
- ・夜間・休日の情報連絡手段の配備状況
- ・防災行政無線以外の情報連絡手段の配備状況（CATV、オフトーク通信等）

各地方公共団体の避難所の指定状況、収容能力

- ・位置、用途区分別（一時避難地、収容施設等）施設数および収容可能人員数

輸送、搬送のかかる協定状況および輸送、搬送能力

- ・各地方公共団体が保有する車両（発災時輸送用バス）の移送車両台数および移送可能人員（人）
- ・バス協会等の協定による輸送・搬送体制（協定に基づく防災資機材、救援物資等の輸送車両台数および輸送能力）
- ・トラック協会等との協定による輸送体制

病院、ホテル・旅館、公営住宅等の収容能力

- ・地方公共団体（国・県立、市町村立）の位置、病床種別の病床数、
- ・ホテル・旅館の位置、収容人員数
- ・地方公共団体の公営住宅の位置、戸数、収容人員数
- ・社会福祉施設の位置、種別ごとの収容人員数

ボランティア・センターの設置予定場所、活動内容および連絡方法 等

#### **広域災害対策活動に用いる資機材、機器類等の標準化**

広域防災活動に用いる資機材および情報集約・発信に関する機器類の標準化が必要である。

### 7.3 広域防災情報共有化のための仕組みの構築

地方公共団体の災害対策は自己完結型の傾向があるため、行政区域を越えた災害活動を行うための広域防災拠点の能力・機能および広域防災活動に必要となる防災情報共有化のためのシステムの構築が必要である。

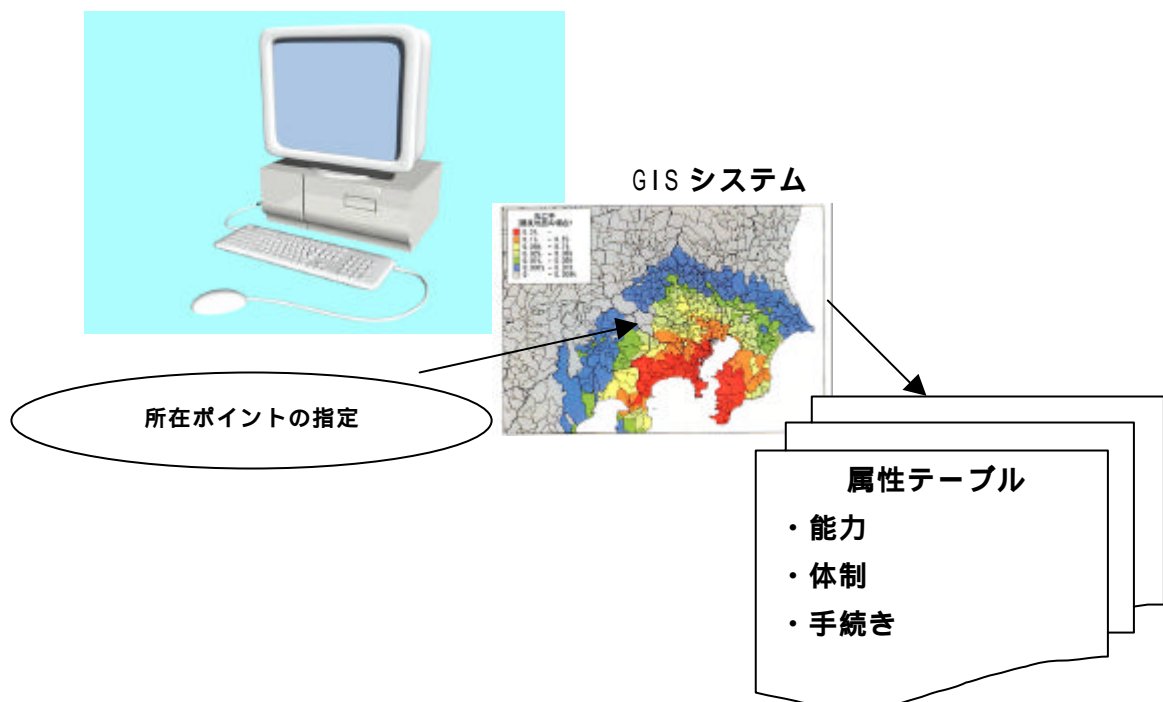
これに関して中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」で検討がなされており、また、首都圏では、関東地方整備局で光ファイバーを活用した情報共有化の仕組みを検討中であり、今後、国でこれらの情報インフラ整備の基本指針策定が必要であると考えられる。

#### GIS を活用した必要情報共有化の仕組み（システム）の構築

広域防災活動に関わる必要情報の共有化の手段として GIS 等を活用し、防災情報を管理することが望ましい。

各地方公共団体の行政区界、役所、消防本部・署所の所在地、避難所、病院、備蓄施設、活動拠点、ボランティア・センターの設置予定場所をマップ上で表示させ、クリックするとそれぞれの機能属性が表示・更新できる防災情報管理システムである。

また、管理主体、区分の指定状況に合わせて避難路、緊急輸送道路、橋梁、河川などの情報も表示・更新できる機能も合わせ持つものとする。



#### 7.4 広域防災拠点での災害対応資機材ならびに車両の充実

広域防災拠点での消防防災力の向上が必要である。

国（消防庁）は、広域防災拠点での災害対応資機材または消防車両等の整備・備蓄およびそれらを保管する倉庫の整備等を図ることが望まれる。

例えば、緊急消防援助隊が使用する資機材や消防車等の救援用車両等を国が購入し、広域防災拠点に貸与しておくことにより、災害時に消防職員等人員の輸送・集結のみで速やかに活動することができるようになる。

#### 7.5 圏域内における定期的な協議の実施

本調査検討会の体制をベースとして、圏域内において防災について協議する場を定期的に持ち、本章で挙げた『都道府県相互の連携を踏まえた広域的な防災計画策定』、『広域防災拠点ならびに広域防災活動の機能・能力の相互補完状況の認識』、『広域防災拠点ならびに広域防災活動の機能能力別の必要情報の共有化』、『GISを活用した必要情報共有化の仕組み（システム）の構築』、『広域災害対策活動に用いる資機材、機器類等の標準化』に関する検討を継続的に実施するとともに必要に応じてメーリングリストの活用等により広域防災拠点に関する情報・課題の共有化が望ましい。

さらに、三圏域以外の他の地域でも圏域ごとに広域防災拠点のあり方について継続的に協議する場の設置が望まれ、総務省消防庁は、これに積極的に関与すべきである。

## **8. 広域防災活動支援のための広域防災拠点の相互連携と課題**

各圏域ごとでの広域防災活動支援のための広域防災拠点の相互連携に関して検討する。

### **8.1 広域防災活動支援のための首都圏広域防災拠点の連携と課題**

### **8.2 広域防災活動支援のための中部圏広域防災拠点の連携と課題**

### **8.3 広域防災活動支援のための近畿圏広域防災拠点の連携と課題**

## 参考 1 議事内容

### 首都圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会 議事内容

	開催日時	開催場所
第 1 回	平成 14 年 1 月 17 日 (金) 10:00 ~ 12:00	富士総合研究所本社ビル
第 2 回	平成 15 年 2 月 26 日 (水) 10:00 ~ 12:00	総務省消防庁
第 3 回		
第 1 回	1. 開会：事務局 2. 挨拶：総務省消防庁防災課 課長 3. 委員紹介：事務局 4. 配付資料確認：事務局 5. 資料説明： 6. 討議： 7. その他（事務局）	
第 2 回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明： 4. 討議： 5. その他（事務局）	
第 3 回		

中部圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会 議事内容

	開催日時	開催場所
第1回	平成14年 12月 17日(火) 10:00~12:00	愛知県三の丸庁舎
第2回	平成15年 2月 28日(金) 14:00~16:00	ホテルサンルート
第3回		
第1回	1. 開会：事務局 2. 挨拶：消防庁長官、愛知県知事 3. 委員紹介：事務局 4. 配付資料確認：事務局 5. 資料説明： 6. 討議： 7. その他（事務局）	
第2回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明： 4. 討議： 5. その他（事務局）	
第3回		

近畿圏広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会 議事内容

	開催日時	開催場所
第1回	平成15年 1月 22日 (水) 10:00～12:00	ニューオーサカホテル
第2回	平成15年 2月 19日 (水) 12:30～14:30	大阪ガーデンパレス
第3回		
第1回	1. 開会：事務局 2. 挨拶：総務省消防庁防災課 課長 3. 委員紹介：事務局 4. 配付資料確認：事務局 5. 資料説明： 6. 討議： 7. その他（事務局）	
第2回	1. 開会：事務局 2. 配付資料確認：事務局 3. 資料説明： 4. 討議： 5. その他（事務局）	
第3回		

## 参考 2 防災に関する研修体制

対象	主体	消防大学校	都道府県・市町村	消防学校	市町村アカデミー等	大学・研究機関	その他
消防職員		総合教育、専科教育 トップセミナー（消防長） 緊急消防担務講習会等		初任教育 専科教育 幹部教育、特別教育	団員のサラリーマン化により集合教育が困難		
消防団員		消防団長科		普通教育、専科教育、幹部教育、特別教育			消防団幹部特別研修（日本消防協会）
都道府県職員					都道府県幹部の危機管理意識の向上にも活用できないか		
トップセミナー		トップセミナー 消防学校長研修会	自治体の防災担当職員や幹部職員が、防災・危機管理全般の知識を体系的に獲得する機会の不足				
防災担当職員等		危機管理講習会 消防教育訓練研究会		防災部局職員研修（三重県等） 新卒職員研修			
市町村職員					市町村幹部の危機管理意識の向上にも活用できないか		
トップセミナー							
防災担当職員等		危機管理講習会		消防部局職員研修（鳥取県等） 新卒職員研修	行政課題研究過程：災害に強い地域づくり	自治体・消防職員、自主防災組織等の研修受入、カリキュラムの共同作成などにより連携できないか	企業・事業所の防災・危機管理対応力を向上するとともに、企業が防災に関して地域・社会へ貢献していく仕組みについて検討できないか
企業等				自衛消防隊研修（32） 企業委嘱教育（9）			セイフティリーダー（災害救援ボランティア推進委員会） 大丸有地区防災計画（東京駅周辺・防災対策のあり方検討委員会）
自主防災組織・ 婦人防火クラブ			ボランティアリーダー養成講座（神奈川県・静岡県・川崎市）、災害対策ボランティア講座（埼玉県） 自主防災組織リーダー研修会（岐阜県） いばらき防災大学（茨城県）等	婦人クラブ研修（25） 少年消防クラブ研修（21） 自主防災組織研修（8）、災害ボランティア研修（5）	一般住民がより気軽に講習を受けられる仕組みの検討		市町村婦人防火クラブ幹部研修会、自主防災組織リーダー研修会、婦人防火クラブ員救急講習会（日本防火協会）
一般住民			防災総合講座（静岡県） 県民防災塾（三重県）等	資格講習（2）、小学生講習（3）、県民講習（7）		環境防災学部（富士常葉大学）	
備考		消防大学校教育訓練実施要領		消防学校の教育訓練の基準（S45.3.18消防庁告示1号）			

消防学校における市民教育等は年間約2万人を対象に実施（都道府県・政令市対象調査（消防課）：なお、北海道、青森、栃木、埼玉、千葉、東京、新潟、広島、徳島、香川（10都道県）、札幌市、千葉市、名古屋市、京都市（4政令市）が未回答）。